

現行各国刑法のスパイ罪規定

飯 田 忠 雄

一 イギリスにおけるスパイ罪の立法例

イギリスにおける機密保護法としては、一九一一年八月二二日附公布の“The Official Secrets Act” (1 & 2 Geo. 5, c. 28) (公務秘密条例、ジョージ五世の一年および二年の二八号) およびこの条例を改正した“The Official Secrets Act, 1920”, (10 & 11 Geo. 5, c. 75) (一九二〇年十二月二三日付の公務秘密条例) がある。

一九一一年の公務秘密条例は、一三カ条からなり、一、スパイ行為に対する刑罰。二、情報の不法な伝達等。三、禁止場所の定義。四、条例により重罪を科せられた者は、条例により軽罪を宣告せられ得る。五、逮捕権。六、間諜隠匿に対する刑罰。七、捜索令状。八、訴追における制限。九、捜索令状。一〇、条

例の適用範囲と犯罪の審理の場所。一一、英国領土の法律に対する留保。一二、解釈。の一三項目(第四条は削除、第一三条は、略称規定である) について、比較的詳細な規定を設けている。

一九二〇年の公務秘密条例は、一九一一年の公務秘密条例と一体として解釈されるべきものとして、規定されている(一九二〇年の条例の一一条)。この条例は、一三カ条からなり、一、制服の無権限使用、報告書の偽造、文書偽造、詐称および虚偽の文書。二、外国の手先との通信は、ある種の犯罪の実行の証拠であること。三、警察の職員もしくは陛下の軍隊の所属員に対する抵抗。四、電信の提供を命ずべき権能。五、郵便物の受領業務を処理する人々の登録および取締。六、犯罪の遂行に関して情報を与える任務。七、企図、扇動、そ

の他。八、犯罪の審理および処罰に関する規定。九(一九一一年の条例への修正)。一〇、主要条例の小修正。一一、略称解釈、および廃止。以上の見出の下に規定を設けている。このほか、世界大戦中には、外国人制限法等若干の法律を制定して軍事上の秘密の保護に努めていた。また植民地においても、たとえば、一九三五年六月一七日附の公務秘密法(海峽植民地公文書および情報漏洩防止法)などの立法がなされていた。現行の秘密保護法としては、前記の一九一一年および一九二〇年の公務秘密条例を存するに止まる。その全容は、次のとおりである。

一九一一年、公務秘密条例 (The Official Secrets Act, 1911)

(ジョージ五世の一年および二年の条例二八号：1 & 2 Geo. 5, c. 28.)

修正して一八八九年の公務秘密条例 (the Official Secrets Act, 1889) を再制定する条例。〔一九一一年八月二二日〕

一、スパイ行為に対する刑罰。——(一)もしいずれかの人が国家の安全もしくは利益に不利を及ぼす目的で——
(a) この条例において意味する範囲内のいずれかの禁止

された場所に、接近し「視察し、通過し」またはその附近に在り、または立ち入り、もしくは

(b) 敵に直接または間接に有用であると予測され、またはあるかもしれない、またはあると思われる、いずれかの見取図、設計図、模型または覚書を、作製し、もしくははあるかもしれない、またはあると思われる(「いずれかの秘密の公務用暗号書または合言葉、または」) あるいは見取図、設計図、模型、物品、または覚書、もしくはその他の文書または情報を、取得し「収集し、記録し、発表し」またはいずれかの他の人々に通報する

ときは、その人は重罪の刑に処せられる〔そして三年を下らないかつ七年を超えないいずれかの期間の懲役に処せられるべきものとされる。〕

(二) この条の訴追にあつては、被告人が国家の安全または利益を害する目的を指示できるいずれかの各々の行為について有罪であったことを指示することは、必要でない。そしてかような行為がいずれも被告人に対して立証されなくとも、被告人は、その場合の状況、またはその者の行為、または立証されたようなその者の知られている性格から、その者の目

的が国家の安全もしくは利益を侵害する目的であったことが明らかであるならば、有罪を宣告され得る。かつもしこの条例で意味される範圍のいずれかの禁止場所に関する、またはそこにおいて使用される、いずれかの見取図、設計図、模型、物品、覚書、文書、または情報、もしくはかような場所におけるいずれかのもの、「またはいずれかの秘密の公務暗号書または合言葉」が、合法的な権限により行動している人以外のいずれかの人によって、作製され、取得され、「収集され、記録され、公表され」、または通報されるときは、反証がない限り、国家の安全もしくは利益を侵害する目的で、作製され、取得され、「収集され、記録され、公表され」、または通報されたものと、みなされるものとする。

二、情報の不法な伝達等。——(一) もし、禁止された場所またはかような場所におけるいずれかのものに関係しておりまたはそこで用いられる、またはこの条例に違反して作成されまたは取得された、または陛下の官職についている、いずれかの人々によっていずれかの人に秘密に委任された、または陛下の下の官職につきもしくはついた人としての、陛下を代表してなされた約定を保持しもしくは保持した人としての、

現行各国刑法法のスパイ罪規定(飯田)

またはかような官職または約定を保持しもしくは保持した人の下に使用されもしくは使用された人としての、その人の地位に伴ってその人が取得した「またはその人が接近した」、「いずれかの秘密の公務暗号書、または合言葉または」いずれかの見取図、設計図、模型、物品、覚書、文書、または情報、所持または管理しているいずれかの人が——、

(a) その人がそれを通報すべき権能を与えられている受報すべき人またはそれを通報することが国家のためにその人の職務である受報すべき人以外のいずれかの人に対し「暗号書、合言葉、見取図、設計図、模型、物品、覚書、文書、または情報を、通報するとき、または、

(aa) いずれかの外国権力のために、または国家の安全もしくは利益に侵害となるいずれかの方法で、その所持する情報をを用いる」とき、

(b) その人がそれを保有する権利を有しない場合、またはそれを保有することがその人の義務に反しており「またはそれについての返還または処分に関して合法的な当局によって発せられたすべての訓令に従うことができない」場合、その人の所持または管理している見取図、設計図、模型、物品、覚書、または文書を保有するとき、

〔または

(c) 見取図、設計図、模型、物品、覚書、文書、秘密の公務用暗号書または合言葉または情報について正当な注意をすることができず、またはそれらのものの安全を危うくするように行為する〕ときは、

その人は、軽罪の刑に処せられる。

〔(1A) 軍需品に関連があるいずれかの見取図、設計図、模型、物品、覚書、文書、または情報を、その所持または管理の中に置いていられるいずれの人が、いずれかの外国機関に直接にまたは間接に、または国家の安全または利益に害とならざるいずれかの他の方法で、それを、通報するときは、その人は、軽罪の刑に処せられる。〕

(二) もしいずれかの人が、その人がそれを受けとる際に、その〔暗号書、合言葉、見取図、設計図、模型、物品、覚書、文書、または情報がこの条例に違反してその人に通報されていることを、知って、または信すべき合理的な根拠をもって、いずれかの〔秘密の公務暗号書、または合言葉、または〕見取図、設計図、模型、物品、覚書、文書、または情報を受けとるときは、その人が、その〔暗号書、合言葉、〕見取図、設計図、模型、物品、覚書、文書、または情報がその人の要

求に反したことを立証するものでなければ、軽罪の刑に処せられる。

〔項 (三) は、10 & 11 Geo. 5, c. 75 (ジョージ五世の一〇および一年の七五号) の一条により発止。〕

三、禁止場所の定義。——この条例のために、「禁止場所」という語句は、次のことを意味する——

(a) 〔陛下に所属したまたは陛下によりまたは陛下に代つて占有したいずれかの防衛營造物、兵器庫、海空軍施設もしくは駐屯所、工場、造船所、鉱山、鉱区、陣営、船舶または航空機、またはそのように所属したまたは占有されたいずれかの電信、電話、無線電信局または信号所、または事務所、およびいずれかの軍需品、またはそれに関するいずれかの見取図、設計図、模型、または文書、建造し、修繕し、製作し、または貯蔵するために、または戦時に使用するいずれかの金属類、油、または鉱石類を獲得するために、使用されたいずれかの場所〕。

(b) いずれかの〔軍需品〕、またはそれに関するいずれか〔見取図、模型、設計図〕もしくは文書が、陛下とのまたはそのいずれかの代表者との契約の下に、もしくは陛下を代表する別の方法で、製造され、修繕され、取得さ

れ、または貯蔵されるところの、陛下に所屬しないいずれかの場所。および

(c) それに関する情報もしくはそれについての損害が敵にとって有用であるであろうという根拠によつて、当分の間は、この条の目的によつて禁止場所であると、(國務大臣の命令によつて) 宣言せられている、陛下に所屬するまたは陛下の目的のために用いられるいずれかの場所。および

(d) いずれかの鉄道、街道、通路または水路もしくはその他の陸または水による交通手段(その一部であるかまたはそれと関係のあるいずれかの工場または建造物を含む)、または、ガス製造所、水道施設もしくは発電所またはその他の公共的性質の目的のための作業場、またはいずれかの「軍需品」またはいずれかの「見取図、模型、設計図」またはそれに関する文書が陛下のため以外で作成され、修繕され、貯蔵されているところで、それがそれに関する情報またはその損壊または障害もしくはそれの妨害が、敵に利益を与えるものであるという理由で、当分の間、この条の目的のための禁止場所であると、(國務大臣の命令によつて) 指定せられている、いずれかの

現行各国刑法のスパイ罪規定(飯田)

場所。

〔第四条は、10 & 11 Geo. 5, c. 75 一一条により廃止〕

五、条例により重罪を科せられた者は条例により軽罪を宣告せられ得る。——この条例による重罪である犯罪として責任を問われたいずれかの人は、情況がかような事実認定を正当化するならば、この条例による軽罪である犯罪の有罪と認められ得る。

六、逮捕権。——この条例による犯罪を犯していると認められるいずれかの人は、その犯罪が重罪であるとなかろうと、またはかような犯罪を犯しまたは犯すことを企図しもしくは犯すことに従事していることについて理由のある嫌疑をうけている人が何人であるとも、重罪を犯していると認められる人と同様の方法で逮捕され、および留置されることになる。

七、間諜隠匿に対する刑罰。——もしいずれかの人が情を知つて、その人が他のいずれかの人がこの条例による犯罪を犯行中の、または犯した人であることを知り、もしくはそれを推測する相当の根拠を有するのに、そのいずれかの人を隠匿し、または情を知つて、自己の占有しもしくは管理下にあるいずれかの場所においてかような人々が会合しまたは集会するのを許容するときは、またはもしいずれかかような人を

隠匿し、もしくは自己が占有しまたは管理するいずれかの場所においてかような人々が会合しまたは集会することを許容した人が、いずれかのかような人々について報告することができるか、あるいは拒否する」ときは、その人は、軽罪の刑に処せらるる〔および一年以内の期間の重労働を伴うまたは伴わない投獄に、もしくは罰金に、または投獄と罰金の両方に処せられる〕。

八、訴追における制限。——この条例における犯罪の訴追は、法務長官の承認によるかまたはそれをもってするのでなければ、開始されないものとする。

かような犯罪で責任を問われた人を逮捕することができ、またはその人の逮捕令状が發布されまたは執行することができる、およびかような人を再拘留または再保釈し得る場合は、その犯罪に対する起訴の執行に対する法務長官の承認が得られなかった場合であっても、その承認が得られるまでは、さらに他の訴訟手続は、とられてはならない。

九、捜索令状。——(一) 治安判事が確かにこの条例による犯罪が犯されたかまたは犯されていることを思料する合理的な根拠があること、告発によって確信する場合には、治安判

事は、もし必要なときは、令状に指定されたいずれかの時にいずれかの家屋または場所に、強制的に、入ることを、およびそれに認められる家屋もしくは場所および各々の人を捜索することを、かついずれかの見取図、設計図、模型、物品、覚書、または文書、または同様の性質のいずれかのもの、または犯されたもしくは犯されているこの条例の犯罪の証拠であるいずれかのもの、治安判事がその家屋または場所について、もしくはいずれかのかような人について、かつ治安判事がこの条例の犯罪が犯されたもしくは犯されていると思料する合理的な根拠を有することに關してまたはそれとの関係において認めることができるいずれかのものを、差押えることを、それに指示した、いずれかの警官に権限を付与した、捜索令状を、発付することができる。

(二) 事件が大へん危急のものであり、かつ国家のために即時の措置が必要であると思われるときには、警察署長は、その手になる書面による命令によって、いずれかの警官に、この条における判事の令状によって発付され得ると同様の権限を、付与することができる。

一〇、条例の適用範囲と犯罪の審理の場所。——(一) この条例は、陛下の領土のいずれかの部分において犯されたとき、

またはいずれかよそでイギリスの公務員または臣民によって犯されたとき、この条例による犯罪であるすべての行為に適用される。

(二) この条例における犯罪が連合王国の外で犯されたと申し立てられたときは、犯罪が犯された場所におけるいずれかの管轄権を有するイギリス裁判所において、またはイングラッドにおける高等裁判所または中央刑事裁判所において、尋問し、審理しかつ判決することができ、かつ一八〇二年の刑事裁判管轄権条例は、この犯罪条例に規定されたについて、高等裁判所と同様に、中央刑事裁判所に対しその条例によって王座裁判所に対して与えられた裁判管轄権を保有すると同様の方式で、適用されるものとする。

(三) この条例における犯罪は、通常もしくは四季に開廷のいずれの治安裁判所によつても、スコットランドにおける執行官裁判所によつても、または法によつて認められた最大の刑罰を含む犯罪を審理する裁判管轄権を有しない連合王国外のいずれの裁判所によつても、審理されてはならない。

(四) 刑法および訴訟手続条例(アイルランド)の規定は、この条例の規定によるいずれの審理にも適用してはならない。

一一、英国領土の法律に対する留保。——いずれかの英国

現行各国刑法のスパイ罪規定(飯田)

領土の立法機関によつてこの条例の通過前後に作られたいづれかの法律によつて、この条例に規定されているところと同様の効果があると陛下に思われる規定が作られているときは、陛下は、勅令によつて、当該英国領土内においてこの条例の、もしくはそのいずれかの部分の執行を、その法律がそこで有効性を保持する限りは、かつもはやそうでなくても、停止することができ、かつその勅令は、この条例において規定されたと同じ効果を有するものとする。

ただし、この条例、またはそのいずれかの部分の停止は、英国領土の政府によつてその政府の官職に任ぜられていない陛下に属する官職の保持者には及ばないものとする。

(註) オーストラリアに関する S. R. & O. 1915, No. 1199; アルタに関する 1923, No. 650; インドに関する 1923, No. 1517 を参照。

一二、解釈。——その他の点で論争を要する外は、この条例においては、——

陛下に属する場所についてのいずれかの規定は、その場所が現実には陛下に帰属するとしないうにかかわらず、連合王国のもしくはいずれかの英国領土の政府のいずれかの部門に属する場所を含む。

用語「法務長官 (Attorney-General)」は、イングラッドに

つては、法務長官または法務次長 (Solicitor-Gen.) を意味し、スコットランドについては、法務総長 (Lord Advocate) を意味し、またアイルランドについては、アイルランドの法務長官または法務次長を意味し、また、連合王国の外のいずれかの裁判所において起訴がなされるときは、その裁判所において法務長官またはイングラランドにおける法務長官と同様の機能を執行する人を意味する。

通報または受領に関連する用語は、全部についてであろうと二部についてであろうと、また見取図、設計図、模型、物品、覚書、文書であろうと、情報それ自体もしくは単に通報されまたは受領されるにすぎないそれについての内容、外見、または記述であろうと、いずれの通報または受領をも包含する。いずれかの見取図、設計図、模型、物品、覚書、もしくは文書を取得することまたは保持することに關する用語は、いずれかの見取図、設計図、模型、物品、覚書、または文書の全部またはいずれかの部分を書すことまたは写されるようにすることを、含む。またいずれかの見取図、設計図、模型、物品、覚書または文書の通報についての用語は、見取図、設計図、模型

物件、覚書または文書の運搬または譲渡を含む。
用語「文書」は、文書の部分を含む。

用語「模型」は、図案、雛型、および標本を含む。

用語「見取図」は、いずれかの写真またはいずれかの場所もしくは物を表現するその他の方法を含む。

〔用語「軍需品」は、戦争に用いるために予定されもしくは適合されたいずれかの船、潜水艦、航空機、戦車、または類似の機械、武器および弾薬、水雷、または機雷、および現に用いられていると企てであろうと、かような用途に指向されたいずれかの他の物品、資材、または装置の全部またはいずれかの部分を含む〕。

用語「陛下に属する官職」は、連合王国の、またはいずれかの英国領土の政府のいずれかの部門におけるもしくは属するいずれかの官職または使役を含む。

用語「この条例による犯罪」は、この条例の下に処せられるいずれかの行為、不作為、またはその他のことを含む。

一三、略称および廃止。——(一) この条例は、一九一一年の公務秘密条例 (the Official Secrets Act, 1911) として引用されることのできる。

〔項(一)は、17 & 18 Geo. 5, c. 42 (S. L. R.) により

廢止]

一九二〇年の公務秘密条例 (the Official Secrets Act,

1920) (10 & 11 Geo. 5, c. 75)

一九一一年の公務秘密法を再制定する条例。

〔一九二〇年二月三日〕

一、制服の無権限使用、報告書の偽造、文書偽造、詐称、および虚偽の文書。——

(一) もしいずれかの人が一九一一年の公務秘密条例（以下原条例という）に示された範囲の、禁止場所に入ることを許され、または入ることを許されるよういづれかの他の人を助ける目的で、または上記の条例に示された範囲の国家の安全もしくは利益を侵害するいづれかの他の目的で、——

(a) 合法的な権限を与えられないで、いづれかの海軍、陸軍、空軍、警察、またはその他の公務上の制限、または誤解すると思われるほどそれと似かよったいづれかの制限を使用しもしくは着用し、またはいづれかかような制服を使用しもしくは着用する資格を与えられておりまたは資格を与えられた人であると偽称し、または

(b) 口頭で、またはいづれかの申告書もしくは申込書に

現行各国刑法のスパイ罪規定（飯田）

入して、またはその者によつてもしくはその者を代表して署名されたいづれかの文書において、知つていて、いづれかの虚偽の申告またはいづれかの怠慢の態度に出、もしくは黙認し、または

(c) いづれかの旅券、またはいづれかの海軍、陸軍、空軍、警察、もしくは公務上の旅券、許可証、証明書、認可状、もしくはその他の同様の性質の文書（以下この条においては公務上の文書として述べる）を偽造し、変造し、もしくは不正手段を用い、またはいづれかのかような偽造され、変造され、もしくは変則な公務上の文書を使用しまたは所持しており、または

(d) 陛下の下に官職に就いている人、またはその人に雇傭されている人であると、または公文書もしくは公務暗号書または合言葉が正式に発付されもしくは通信された人であるとまたはないと、詐称しもしくは偽つて申し立て、または公文書、公務暗号書もしくは合言葉を獲得しようとする意思で、その者自からかまたはいづれかの他の人に、情を知つて、いづれかの偽りの申立をする、または

(e) 政府部局または関係当局の権限付与なくして、いず

(二一九三) 一四九

記れかの政府部局、または陛下の権能によって任命され
もくはその下に行動するいづれかの外交、海軍、陸軍も
しくは空軍当局の、またはそれらに属する、またはそれ
らによって用いられ、作られもしくは供給された、いづ
れかの極印、印章または刻印を、または欺くことを予見
されるような、いづれかのかような極印、印章または刻
印に酷似するいづれかの極印、印章もしくは刻印を、用
い、その所有にし、もしくはその管理の下に置き、また
はいづれかのかような極印、印章または刻印を偽造し、
またはいづれかのかような偽造された極印、印章または
刻印を、用いまたはその所有とし、もしくはその管理の
下に置く

ときは、その人は、軽罪の刑に処せられる。

(二) もしいづれかの人が――

(a) 国家の安全もしくは利益を侵害するいづれかの目的
で、いづれかの公文書を、使用済のものであろうとなか
らうと、もしくは使用中のものであろうとなかろうと、
その人がそれを保持する権利を有しない場合、またはそ
れを保持することがその人の義務に反し、もしくはいづ
れかの政府部局またはその公文書についての還付もしく

は処分に関してかような部局によって権限を付与された
いづれかの人によって発せられたいづれかの指図に応ず
ることができない場合に、保持するとき、または

(b) その人の用途のためのみに発布されたいづれかの公
文書をいづれかの他の人が所持するのを許し、または同
様に発布されたいづれかの公用暗号用語もしくは合言葉
を伝達し、または、合法的な権限もしくは理由なくして、
その人以外のある人の用途のために発布されたいづれか
の公文書または公用暗号用語もしくは合言葉をその人の
所持の下に置き、または発見もしくはその他の方法でい
づれかの公文書を手に入れて、それによってもしくはそ
の用途のためにそれが発布された人または当局に、また
は警察官に、それを返還することを怠りまたはその機会
を失ない、または

(c) 合法的な権限または理由なく、上述のようないづれ
かの極印、印章もしくは刻印を製作もしくは売渡し、
または売渡すためにその人の所持の下に置く

ときは、その人は軽罪の刑に処せられる。

(三) 国家の安全もしくは利益を侵害する目的の立証を包含
するこの条に基づくいづれかの起訴の場合においては、原条

例の第1条の項(二)は、それがその条に基づく起訴に適用されると同様の方法で、適用されるものとする。

二、外国の手先との通信は、ある種の犯罪の実行の証拠であること。――

(一) 原条例の第一条に基づく犯罪による、ある人に対するいずれかの起訴において、その人が外国の手先と通信していた、もしくはそれと通信することを企てたという事実は、連合王国の内であると外であるにかかわらず、その人が、国家の安全もしくは利益に害を与える目的で、直接もしくは間接に敵のために役立つものであると予測され、またはあり得る、もしくはあると思われる情報を、獲得した、もしくは獲得することを企てたという証拠とされる。

(二) この条のために、しかし上述の規定に一般の場合に反することなく――

(a) 人は、その人が反対を立証するのでなければ(次の場合には)外国の手先と通信していたとみなされる――

(i) その人が、連合王国の内外を問わず、外国の手先の住所を訪問し、または外国の手先と交わりもしくは会合をもった場合。または

(ii) 連合王国の内または外のいずれかで、外国の手先の名前もしくは住所、または外国の手先に関するいずれかの他の情報のいずれかが、その人に所持されているのを発見され、またはその人によっていずれかの他の人に供給され、もしくはその人によっていずれかの他の人から獲得された場合。

(b) 用語「外国の手先」は、国家の安全または利益を侵害する行為を實行するために、連合王国の内外のいずれかで、直接的か間接的かのいずれかで、外国権力によって雇われている、または雇われた、もしくは雇われることまたは雇われたことについて合理的に嫌疑をもたれているいずれかの人、または、連合王国の内または外のいずれかで、外国権力のために、かような行為を實行した、もしくは実行することを企てたことについて、合理的に嫌疑をもたれた、またはもたれているいずれかの人を、含む。

(c) 連合王国の内であろうと外であろうと、外国の手先に宛てられた通信を受けとるために用いられた住所であると合理的に疑がわれているいずれかの住所、または外国の手先が居住する、もしくはその者が通信を受受する

ために滞在する、もしくはその者がいずれかの仕事を処理する、いずれかの住所は、外国の手先の住所であると、およびかような住所に宛てられた通信は外国の手先との通信であるときみなされる。

(三)、警察の職員もしくは陛下の軍隊の所屬員に対する抵抗——いずれかの禁止場所の附近におけるいずれの人も、警察署長または警察の監督者もしくはその他の警察職員、または陛下の軍隊のいずれかの構成員が、禁止された場所に関して、警備、歩哨、巡ら、または他の同様の業務に従事しているのを、妨害し、情を知って欺き、またはその他の方法で抵抗しまたは妨害してはならない、そしていずれかの人がこの規定に違反して行為し、またはこの規定に従うことができないときは、その人は、軽罪の刑に処せられる。

四、電信の提供を命ずる権能。——

(一) 国務大臣がかような措置が公共の利益のため得策であると思われるときには、国務大臣は、その手にある令状によつて、連合王国外のいずれかの場所へまたはその場所からの電信の送受のために用いられた、いずれかの電信ケーブルま

たは電線、もしくは無線電信のいずれかの装置を所有または管理するいずれかの人に、すべての電信のもしくはは、いずれかの明細に記された種類もしくは類型の電信の、または明細に記されたいずれかの人と場所から送られもしくはそこに宛てた、いずれかのかようなケーブル、電線もしくはは装置によつて連合王国の外のいずれかの場所にまたはそこへ送受された、電信の、そのいずれかの原本および写本を、および上述したようなかようないずれかの電信に関するあらゆるその他の書類を、国務大臣または令状の中で指示されたいずれかの人に示すことを、命ずることができる。

(二) いずれかの上述のような原本または写本もしくは書類を提示することを要求されて、そうすることを拒みまたは怠たるいずれか人は、この条例による犯罪の刑に処せられ、かつ即決裁判条例に基づく有罪判決により、三カ月を越えない期間の重労働を伴なうまたは伴わない監獄内拘禁に、または五〇ポンドを越えない罰金に、もしくはかような監獄内拘禁および罰金の両方に、処せられる。

(三) この条において、用語「電信」は、一八六九年の電信条例 (the Telegraph Act, 1869) におけると同様の意味を有するものとし、また用語「無線電信」は、一九〇四年の無線

電信条例 (the Wireless Telegraphy Act, 1904) におけると同様の意味を有するものとする。

五、郵便物の受付業務を処理する人々の登録および取締。

—— (一) 単独であるうといずれか他の業務と共にであるうと、書簡、電信、またはその他の郵便物を、それらが指定されている人に配達または転送するために、報酬をうけて受付業務を処理するいずれの人も、その地区の警察職員の長に送付し得るときはすみやかに、警察職員の長による登録のために、業務が処理される場所である住所または諸住所と共に、事実について通知しなければならず、かつ警察職員の長は、かような人々の氏名と住所との登録を維持しなければならない、そしてもしかような通知を送るいずれかの人によって請求されたときは、一シリングの手数料の支払により、登録の証明書を発給しなければならない、そしてそのように登録されたそれぞれの人は、警察職員の長に、次々に、業務が横行される住所または新住所のいずれかの変更の通知、および登録された諸事項の正確さを保持するために必要であるかもしれないその他の情報を提供しなければならない。

(二) 上述のような業務を処理する人はいずれも、次の事項

を当分の間保管の帳簿に記載しなければならない。

(a) いずれかの郵便物が受けとられ、または受けとられた郵便物が引渡されもしくは転送されるように依頼した、それぞれの人の氏名および住所。

(b) 郵便物の引渡または転送に関して受付られたいづれかの指図。

(c) 受付られたそれぞれの郵便物の場合には、郵便物が来る場所、および (郵便スタンプによって示されたような) 投函の日付および受付の日、ならびに郵便物の外側に示されているときには送り人の氏名および住所、および、書留郵便物の場合には、書留の日付および事務所ならびに書留郵便物の番号。

(d) 引渡されたそれぞれの郵便物の場合には、引渡の日付およびそれが引渡される人の氏名および住所。

(e) 転送されたそれぞれの郵便物の場合には、転送された氏名および住所ならびに転送された日付。

そして、いずれかの人が前記のような帳簿に書簡の受取に対する署名をするまで、または、もしその人が郵便物が宛てられている人でないときは、その引渡に関する名宛人による署名された指図がその人に対して委託されるのでなければ、

その人に書簡を引渡してはならないし、また名宛人によって署名されたその趣旨への指図状が委託されるのでなければ、他の宛名人にその郵便物を転送してはならない。

(三) そのように保持された帳簿、およびいずれかのかような業務を処理している人によって受取られたすべての郵便物、ならびにいずれかのかような人によって受取られた郵便物の引渡または転送に関するいずれかの指図は、あらゆる合理的な時に、いずれかの警察官吏によって検閲するために開かれるものとする。

(四) もしいずれかの人がこの条の規定のいずれかに違反するかまたはそれに従うのを怠り、もしくはいずれかのかの偽りの情報を提供しまたはいずれかのかの偽りの登録をするならば、その人は、この条例による犯罪の有罪であるとされ、かつ、各々の犯罪に対し、即決裁判権条例による有罪判決で、一カ月を越えることのない期間の重労働を伴うかまたは伴わない監獄内拘禁に、もしくは一〇ポンドを越えない罰金に、またはかような監獄内拘禁と罰金の両者に、処せられるものとする。

(四) この条における何ものも、いずれかの新聞紙または定期刊行物が公刊されるところのいずれかの事務所宛てられ

た郵便物、かような新聞紙または定期刊行物に出ている広告への反応としての郵便物であるときには、適用されない。

(六) この条における何ものも、一九〇八年の、更に一九二〇年の郵政省条例 (the Post Office Acts) もしくは一八六三年の更に一九二〇年の電信条例 (the Telegraph Acts) に基づく郵便長官 (the Postmaster General) の独占権に違反していると思われるいずれかのものを法定する表現するとして、解釈されてはならない。

六、犯罪の実行に関する情報を与える任務。——警察職員の長に、またはその目的のために職員の名長によって任命された検閲官の階級以下でない管理者もしくはその他の職員に、または警備、歩哨、巡ら、もしくはその他の同様の任務に従事した陛下の軍隊のいずれかの構成員に、要求に基いて、その人の手中にある原条例またはこの条例に基づく犯罪もしくは容疑犯罪に関するいずれかの情報を提供すること、および、そのような情報提供を命ぜられ、かつその人に合理的な費用の支払がなされるときは、かような情報を提供するために指図されるであろう合理的な時間にそのような場所に出頭することが、各々の人の義務であるとされる、そして、もしいず

れかの人がいずれかのかような情報を提供することを、または上述のように出頭することを、怠たるときは、その人は、軽罪の刑に処せられる。

七、企図、扇動、その他。——原条例またはこの条例に基いていづれかの犯罪を実行することを企図し、ある犯罪を実行することを勧誘し、扇動し、または他人に勧めてさせるよう努め、または原条例もしくはこの条例に基づく犯罪の実行に助力しもしくは教唆し、かついづれかの予備の行為をする、いづれかの人、問題の犯罪が重罪、軽罪または略式犯罪であるに従って、重罪または軽罪もしくは略式犯罪の有罪とされ、かつ有罪判決により、同じ刑罰に処せられ、かつあだかもその人がその犯罪を実行したと同じ方法で処分せられる責任があるものとする。

八、犯罪の審理および処罰に関する規定。——(一) 原条例またはこの条例に基いて重罪に処せられるいづれかの人、三年以上一四年以下の期間の懲役に処せられる。

(二) 原条例またはこの条例に基いて軽罪に処せられるいづれかの人、起訴による有罪判決での二年以下の有期の重労働を課しまたは課さない監獄内拘禁に、または即決裁判権条例による有罪判決での三カ月以下の有期の重労働を課しまたは課さない監獄内拘禁に、もしくは五〇ポンド以下の罰金に、またはかような監獄内拘禁と罰金との両者に、処せられる。

ただし、原条例またはこの条例によるいづれの軽罪も、法務長官の承認ある場合を除くほか、略式で処理されてはならない。

(三) 原条例もしくはこの条例による犯罪に対する人の審理のために、その犯罪は、その犯罪が現実には犯された場所においてかまたは犯人が発見されるかもしれない連合王国においていづれかの場所において犯されたとみなされる。

(四) 裁判所がいづれかの訴訟手続の公開を禁止することを維持できるいづれかの権限にかつそれを侵すことなく、もし、原条例もしくはこの条例による犯罪のためのいづれかの人に対する裁判所の面前での訴訟手続もしくは上訴手続の過程において、または原条例もしくはこの条例による重罪もしくは軽罪のための人の審理の過程において、檢察当局によって、訴訟手続の過程において、与えられるいづれかの証拠の、またはなされるいづれかの陳述の発表が、国民の安全に侵害となるといふ根拠によって、公開手続の全部または

そのいずれかの部分を、ある種の証拠部分の訊問の間、禁止されるべきであるとする主張がなされるならば、裁判所は、その趣旨での命令をすることが出来る。ただし判決をする過程は、いずれの場合にも公開してなされるを要する。

(四) 原条例またはこの条例により有罪の人が、会社または法人であるときは、その会社または法人の各重役および高級職員は、その人がその犯罪を構成する行為もしくは不作為がその人に無断でもしくは同意なしに起ったことを立証するのでなければ、同様の犯罪の刑に処せられる。

〔九条は、一九一一年の公務秘密条例の二条の項(一)に、項(一)によって新しい項を、そして二条に新しい項(1A)を加えた。また項(二)によって前掲一二条における「軍需品」の定義を加えた。〕

一〇、主要条例の小修正。——この条例の最初の項目(それは小項目に関するところの)の第二段に記された修正は、その項目の第一段に記された原条例の規定においてなされる。

一一。略称、解釈、および廃止。——

(一) この条例は、一九二〇年の公務秘密条例として引用されることが出来る。そして原条例と一体として解釈されなければならず、また原条例とこの条例とは、一九一一年および一九二〇年の公務秘密条例として同時に引用されることが出来る。

ただし——

(a) この条例は、次の領土、すなわちカナダ自治領、オーストラリア共和国(ここではパプアおよびノーフォーク島を含む) ニュージールランド自治領、南アフリカ連邦、ニューファウンドランド、およびインドのいずれにも適用してはならない。また

(b) 原条例における如何なる条項も、略式審理されるこの条例による犯罪をとどめて、スコットランドにおいては執行官によって審理されると、解釈されてはならない。

〔項(二)は、17 & 18 Geo. 5, c. 42 (S. L. R.) により廃止〕
(三) この条例にあっては、用語「警察職員の長」(“Chief officer of police”) は、——

(a) ロンドン市の外以イングランドにおけるいずれの場所に関しても、一八九〇年の警察条例によってそれとして指定された意味を有する。

(b) ロンドン市に関しては、市警察の長官を意味する。
(c) スコットランドに関しては、一八九〇年の警察条例 (スコットランド) によりそれとして指定された意味を有する。また

(d) アイルランドに関しては、首都ダブリンの警察管区においては、その管区の警察長のいずれかを、またその他の場所では、アイルランド王国警察隊の管区監督官を意味する。

(出典) Halsbury's Statutes of England, v. IV, Criminal Law, London, 1929, pp. 779-784. pp. 843-849.

二 アメリカ合衆国におけるスパイ罪の立法例

アメリカ合衆国の対諜報立法は、合衆国上院の外務委員会 (the Foreign Relations Committee of the U. S. Senate) に よつて発行された「国内安全保障便覧」(Internal Security Manual) によれば、今日、破壊活動および諜報活動を処理 するため約五〇の法律となつてあらわれている。⁽¹⁾ その中には、一九四六年 Atomic Energy Act (原子力法)、その第一 六条 a 項には、原子力スパイに対して死刑に処する旨の規定

現行各国刑法のスパイ罪規定 (飯田)

がある。一九五〇年の Civil Defense Act (民間防衛法)、¹ 一九三四年の Communication Act (通信法)、¹ 一九五〇年の Emergency Detention Act (緊急勾留法)、この法律は、国内 安全の緊急事態を大統領が宣言した時期において「諜報活動 または破壊工作活動に従事し、もしくは従事することを企て た疑がある者」を逮捕また留置する権限を、検事総長に付与 している。一九三八年の Foreign Agents Registration Act (外国機関員登録法) などがある。また、一九五〇年の Internal Security Act (国内安全保障法)、¹ 一九五二年の Invention Secrecy Act (発明秘密保護法)、¹ 一九四八年の Logan Act (ローガン法)、この法律は、外国政府との私的通信を規 制する。一九五〇年の Magnuson Act (マグヌソン法)、この 法律は、アメリカ水域における外国船の行動を統制する。一九 五二年の Mc Carran-Walter Act (マッカラン・ウォルター 法)、この法律は、移住に関して規制をする。一九三九年の National Security Act (国家安全保障法)、¹ 一九三九年に修正 されたもの、Public Law 253, 80th Congress、¹ 一九三九年 の Neutrality Act (中立法)、¹ 一九三九年に修正、¹ 一九五〇年 の Subversive Activities Control Act (破壊活動規制法)、¹ 一九三九年の Harch Act (ハッチ法)、¹ 一九四七年の Taff-Har-

(三〇一) 一五七

ley Act (タフト・ハートレー法) 一九四六年の Legislative Reorganization Act (立法再編成法) 一九五一年の Mutual Security Act (相互安全保障法 一九五一年修正) など、対諜報、対破壊活動の立法を含んでいる。

諜報罪そのものについて立法したものであるが、一九四八年の Federal Criminal Code (連邦刑事法典) の第三七章の規定がある。

アメリカ合衆国では、一九一七年に諜報取締法 (Espionage Act; Act June 15, 1917, C. 30, Title 1, 40 Stat.) が制定された。すなわち、一九一七年六月一五日法律第三〇号第一編は、諜報行為 (Espionage) と題して、諜報の罪についての規定六カ条(第一条から第六条まで)を設けたが、これが連邦刑事法典第三七章 (Chapter 37. — Espionage and Censorship) の淵源である。その後、一九三五年に軍機保護法 (Military Secrecy Law) が立法されたが、その法律の第四章 (第三二条から第四二条まで) が諜報の罪に関するものであり、その内容は、一九一七年の諜報取締法におけるそれを引きついでのものであった。一九三八年には、重要海陸軍施設裝備の撮影、描画、地図作製禁止法 (Act Jan. 12, 1938, C. 2, §§ 1, 2, 3, 4, 52 Stat.) が立法せられている。これらの法律も、一九

四八年の連邦刑事法典の第三七章に継承されている。

連邦刑事法典に収める諜報の罪の規定すなわち Chapter 37 — Espionage and Censorship の各条は、次のとおりである。

第七九一条 適用範囲

第七九二条 犯罪人の隠匿

第七九三条 防衛情報の収集、送信、または喪失

第七九四条 外国政府を助けるための防衛情報の収集および引渡

び引渡

第七九五条 防衛設備の撮影および見取図作製

第七九六条 防衛施設の撮影のための航空機の使用

第七九七条 防衛施設の写真の発表および販売

第七九一条 (適用範囲 Scope of chapter)

この章は、合衆国の海事裁お判よび海上管轄内ならびに公海において、合衆国内におけると同様に適用される。(June 25, 1948, C. 645, §1, 62 Stat, 736)

第七九二条 (犯罪人の隠匿 Harboring or concealing persons)

この編の七九三条または七九四条の罪を犯し、または犯そうとしている者を、知り、またはそれを信じ、もしくは疑う

べき合理的な理由があるにもかかわらず、かくまい、またはかくす者は、一〇、〇〇〇ドル以下の罰金または一〇年以下の監獄内拘禁に処し、または併科する(June 25, 1948, C. 645, §1, 62 Stat, 736.)

第七九三条 (防衛情報の収集、送信、または喪失 Gathering, transmitting or losing defense information)

何人であっても、当該情報が合衆国を害したは外国の利益のために用いられるであろうことを意図し、またはそれを信すべき理由があるのに、国家防衛に関する情報を獲得する目的のために、合衆国により、または合衆国もしくはその公務員または各省庁の管理の下に、または合衆国の排他的管轄内で、所有され、建設され、または建設中のおおのの船舶、航空機、防衛施設、海軍構内、海軍軍港、潜水艦基地、燃料基地、堡壘、砲台、水雷艇根拠地、造船所、運河、鉄道、造船廠、キャンプ、工場、鉾山、電信、電話、無線または信号の根拠地、建造物、事務所または国家防衛に関係ある他の場所、または船舶、航空機、兵器、軍需品または戦時に用いるための他の物質もしくは器具が、合衆国またはその各省庁との契約もしくは協定、または合衆国の代表者もしくは合衆国

を代表するその他の者との契約もしくは協定の下に、製作され、準備され、修理され、または貯蔵されている場所、もしくは、戦時または国家非常時の場合における布告によって、大統領により指定された、陸海軍の使用のための何かが準備され、建造され、貯蔵されている、すべての他の禁ぜられた場所に、行き、侵入し、上を飛行し、またはその他これらに関する情報、国家防衛に不利であると大統領が決定したことに關しての情報を収集する者は、または、

何人であっても、前項の目的のために、かつ同様の故意でもしくは信すべき同様の理由があるのに、国家防衛に係のあるものについての、いずれかの見取図、写真、写真の原板、青写真、計画図、地図、模型、器械、装置、文書、記録、もしくは覚書を、撮影し、取得し、複製し、収集し、または撮影し、取得し、複製し、収集すべく企図する者は、または、何人であっても、前項の目的のために、下記のものが、この章の条項に違反するいずれかの人によって、受領され、取得され、複製され、または処分されたか、またはそうされるであろうことを、その者が受領しまたは取得し、または同意し、もしくはそれを受領または取得しようとして企図する時に、知り、または信すべき理由があるのに、いずれかの

人から、また何であろうといずれかの情報源から、国家防衛に關係のあるいずれかのものについての、いずれかの文書、

記録、暗号書、暗号符号書、見取図、写真、写真原板、青写真、設計図、地図、模型、器械、装置、覚書を、受領し、または取得し、または同意し、もしくは受領または取得せんと企図する者は、または、

何人であっても、合法的または非合法的に、国家防衛に關係のあるいずれかの文書、記録、暗号書、暗号符号表、見取図、写真、写真原板、青写真、設計図、地図、模型、器械、装置、覚書を、入手し、接近し、支配し、または、委託されて、故意に、上記のものを、それをうけとる権利を与えられていないいづれかの人に、通信しまたは伝達し、もしくは通信または伝達せんと企図し、または故意に上記のものを保持し、それをうけとる権利を与えられた合衆国の職員や被傭者に要求あり次第それを引渡さない者、または、

何人であっても、国家防衛に關係のあるいずれかの文書、記録、暗号書、暗号符号表、見取図、写真、写真原板、青写真、設計図、地図、模型、覚書または情報を、委託され、合法的に所持しまたは管理をする間に、上記のものが、重過失によりその固有の保管場所から移動させられ、または自己の

信頼を裏切られて何人かに引渡され、または失われ、盗まれ、または破壊されるのを許容する者は、

一〇、〇〇〇ドル以下の罰金または一〇年以下の監獄内拘禁に処し、または併科する (June 25, 1948, c. 645, § 1, 62 Stat. 736).

第七九四条 (外国政府を助けるための防衛情報の収集および引渡、Gathering or delivering defense information to aid foreign government.)

(a) 何人であっても、それが合衆国の害になり、または外国の利益になるよう用いられるものとする意図またはそうする動機を有し、いずれかの外国政府に、または合衆国によって承認されていると不承認であると問わずいづれかの外国内の党派または政党または陸軍もしくは海軍の部隊に、またはいづれかのその代表者、公務員、代理人、傭人、臣民、市民に対して、直接たると間接たるとを問わず、国家防衛に關するいづれの文書、記録、暗号書、暗号符号表、見取図、写真、写真原板、青写真、設計図、地図、模型、覚書、器械、装置もしくは情報といえども、これを通信し、伝達もしくは送信し、または通信、伝達もしくは送信を企図する者は、二〇年以下の

監獄内拘禁に処する。

(b) 何人であっても、戦時に(a)項を犯す者は、死刑もしくは三〇年以下の監獄内拘禁に処する。

(c) 何人であっても、戦時において、同様のものが敵に通報されるであろうことを意図して、合衆国の軍隊、船舶、航空機、または戦争物資のいずれかの動き、員数、記述、状態または配備に関する、またははいずれかの海軍または陸軍の運用の計画または指揮もしくは保持されている計画または指揮に関する、またははいずれかの場所の要塞もしくは防衛施設に対して着手され、またはそれに関する、もしくはそれを企図したいずれかの工事もしくは処置に関する、いずれかの情報を、または、敵にとって有益であるかもしれない公共の防衛に関するいずれかの情報を収集し、記録し、発表しまたは通信し、または、引き出すことを企図する者は、死刑もしくは三〇年以下の監獄内拘禁に処する。

(d) 二人以上の者が、この条を犯すことを企図し、かような者の一人もしくはそれ以上の者が、共謀の目的を遂げるためのいずれの行為をなしても、このような共謀の関係者の各人は、このような共謀の目的である犯罪に対

現行各国刑法のスパイ罪規定(飯田)

して設けられた刑罰に対する主体とされる (June 25, 1948, c. 645, §1, 62 Stat. 737).

第七九五条 (防衛設備の撮影および見取図の作製 Photographing and sketching defense installations)

(a) 何人であっても、国家防衛のために、大統領が、ある種の重要な陸海軍の諸設備または施設を、それに関する情報の一般的流布を防ぐ必要があるとして、指定するときは、陸海軍の駐屯隊、野営隊、駐屯地もしくは軍艦、陸海軍用機の指揮官の許可を得てのち、各個別の陸海軍もしくはその上級庁の当該命令により、かつ、上記の指揮官もしくはその上級庁に、作製した作品を速やかに提出して、検閲またはこの種の必要と認められる処置をうけた場合の外は、上記の重要な陸海軍諸設備または施設のいずれの写真、スケッチ、絵画、作図、地図もしくは絵画的描写も、作製することは、違法とされる。

(b) この条に違反する者は、一、〇〇〇ドル以下の罰金または一年以下の監獄内拘禁に処し、または併科する (June 25, 1948, c. 645, §1, 62 Stat. 737).

第七九六条 (防衛施設の撮影のための航空機の使用 Use of aircraft for Photographing defense insta-

(三〇五) 一六一

Installations)

何人であっても、この編の七九五条に違反して、重要な陸海軍諸設備または施設の写真、見取図、絵画、作図、地図もしくは絵画的描写をする目的で、航空機の使用または航空すなわち空を飛ぶことに用いられ、もしくは企てられたいづれの計略をも、これを使用したは可能にする者は、一〇〇〇ドル以下の罰金または一年以下の監獄内拘禁に処し、または併科する (June 25, 1948, c. 645, §1, 62 Stat. 738).

第七七七条 (防衛施設の写真の発表および販売、Publication and sale of photographs of defense installations)

大統領が、この編の七九五条に掲げられた種類の範囲内にあるような重要な陸海軍諸設備もしくは施設を指定する日から三〇日およびそれ以後において、あらかじめ陸海軍の当該の駐屯隊、野営隊または駐屯地の指揮官、もしくは上級当局の許可を得ないで、上記の指定された重要な陸海軍の諸設備または施設のいづれの写真、見取図、絵画、作図、地図または絵画的描写も、これを複写し、発表し、販売し、または譲渡する者は、上記の写真、見取図、絵画、作図、地図または絵画的描写が、それが正式の陸海軍当局によって検閲された

ことを、それについて明確に示されているのでなければ、一〇〇〇ドル以下の罰金または一年以下の監獄内拘禁に処し、または併科する (June 25, 1948, c. 645, §1, 62 Stat. 738.)

註(1) Provisions of Federal Statutes, Executive Orders, and

Congressional Resolutions relating to the internal security of the United States, (Washington), 1953.

(出典) Federal Criminal Code Annotated, by the Publisher's Editorial Staff, Title 18, 1950, pp. 203-205.

三 フィリップピン刑法典におけるスパイ罪

フィリップピン刑法(一九三二年一月一日発効)は、その第二編犯罪と刑罰、第一章国家の安全と国際法に対する犯罪、第一節国家の安全に対する罪を規定しているが、その第一款が反逆罪とスパイ罪の規定である。スパイに関する規定は、一一七条(スパイ罪)と一二〇条(敵対国との通信)との二カ条である。

第一一七条

スパイ罪。——以下の者には軽禁固の刑が科せられる。

一 権限なく、フィリップピン群島の防衛に関する情報、計

画、写真、またはその他の資料を獲得するために軍、艦要塞もしくは海軍、陸軍の施設または地域に侵入する者。

二 その保持する職務に基いて前号に示された事柄、資料または情報を有しながら、外国の代表者にその内容を漏らした者。

犯人が、公務員または公務従事者であるときは、一級重い刑が科せられる。

第一二〇条

敵対国との通信。——戦時において敵国軍隊に占領された領土と通信する者は、以下の如く処罰される。

一 もし通信が、政府により禁止されているときは軽禁固により、

二 その通信が暗号または隠し文によりなされるときは重禁固により、そして

三 それによって敵国に有用な通告または情報が与えられたならば、有期懲役で。そしてもし、犯人がその通告または情報を与えることによって敵を援助する目的であったならば、有期懲役から死刑までの刑が科せられる。

四 フランス刑法におけるスパイ罪の立法例

現行各国刑法のスパイ罪規定（飯田）

フランスでは、古くからフランス刑法中に、国家防衛上の秘密保護のための刑罰法規が存在した。また第一次世界大戦の初期、すなわち、一九一四年には、戦時新聞紙の秘密漏洩抑制法（八月五日附）が制定され、一九三四年には、一月二六日附で、諜報行為および国の対外的安全を危険にする違法行動の鎮圧法が制定されている。また、一九三八年には、六月一七日附で、諜報行為の取締に関する大統領令が發布されている。

現行のフランス刑法は、一八一〇年に制定されて以来、幾度も改正されて今日に至っているが、その第三部第一編第一章第一節は、国家の対外的保安に対する重罪および軽罪と題して、一二の条文（七五条から八六条まで）を設けている。その規定は次のとおりである。

第七五条

いずれのフランス国民も、次の行為をするときは、反逆罪の有罪とされ、死刑に処せられる。

一 フランスに対して戦うこと。

二 フランスに対して戦争行為にでるよう、外国の当局を誘導するため外国の当局と取引し、または、フランス領土

へ外国軍隊の侵入を容易にすること、または陸海空軍の忠節を密かに傷けること、または何であろうと、いずれかの他の方法により、そのための手段を外国の当局に提供すること。

三 いずれかのフランス軍隊または領土、フランスもしくはフランスの主権の下にある諸国に所属する都市、要塞、防禦工事、陣地、倉庫、兵器廠、用具、弾薬、船舶または航空機を、外国もしくはその代行機関に引渡すこと。

四 戦時において外国の軍隊に勤務のために応募すること、兵士または水兵にそのかし、彼等のそうすることを容易にし、またはフランスと戦争中の軍隊に勤務するように人々をそそのかすこと。

五 戦時において、フランスに敵対する当該国家の諸行動を助長する目的で、外国もしくはその代行機関と、取引すること。

この節の意味の範囲内では、フランスが主権を行使する国の人民は、兵士もしくは水兵として勤務する外国人と同様に、フランス国民とみなされるものとする。

この節の意味の範囲内では、フランスが主権を行使する国の領域は、フランスの領域とみなされるものとする。

第七六条

いずれのフランス国民も、次の各号の行為をするときは、反逆罪の有罪とされ、死刑に処せられる。

一 いずれかの手段により、何であろうとも、外国もしくはその代行機関に、国家防衛の秘密を引渡し、または、何人といえども、いずれかの手段によって、外国もしくはその代行機関にそれを引渡す目的で、かような秘密を入手すること。

二 故意に、国家防衛のために用いられる船舶、航空機、材料、供給品、建築物または設備を、破壊しまたは損害を与え、もしくは、それらの完成する前後において、情を知って、それらの機能を低下させ、もしくは事故を生じさせるような性質を持つように、それについて、不完全な仕上げをする。

三 情を知って、国家防衛を害する目的で、軍隊もしくは国民の士氣沮喪に関与していること。

ただし、平和時においては、いずれのフランス国民または外国人も、その者が次に掲げる罪を犯すときは、独居禁固により罰せられる。

(a) 戦争資材の製造について故意に不完全な仕上げをし

たが、この不完全な仕上が事故を生ずるような種類のものでない場合。

(b) 国家防衛に用いられる予定の、または用いられている、資材もしくは設備の、故意による損傷もしくは破壊。

(c) これらの資材の運送をひどく妨害すること。

(d) 国家防衛を害する目的で、情を知って軍隊の士気沮喪をさせる行動に関与すること

集団によりかつ公然の暴力により実行された、この条の(a) および(c)号に掲げられた重罪の一に該当する行為への、故意の関与、ならびにかような行為の予備もまた、独居禁固により罰せられる。

〔三一一一九五〇〕

第七七条

第七五条第二号、第三号、第四号、および第五号、ならびに第七六条第一号、第二号および第三号に該当する行為の一つを犯す外国人は、スパイ行為の有罪とされ、死刑に処せられる。

第七五条、第七六条およびこの条に該当する重罪の一つを犯すことの扇動または提議は、重罪それ自体と同様に罰せられる。

現行各国刑法のスパイ罪規定（飯田）

〔三一一一九五〇〕

第七八条

この法典で、国家防衛の機密とは、次のものをいう。

一 それに資格を与えられた者に対する場合のほか、その性質上、知らされてはならないところの、また、国家防衛のために何人に対しても秘密が保持されなければならぬ軍事上ならびに外交上、経済上または工業上の情報。

二 その性質上、知らされてはならないところの、ならびに、その使用および所持の資格を与えられている者に対する場合のほか、如何なる者からも、その者による前項に掲げたカテゴリーに属する情報をとられるおそれがあるため、秘密を保持されなければならないところの、物品、原料物、文書、設計図、下書き、地図類、測量図、絵画またはその他の複写物ならびにその他のあらゆる文書類。

三 政府により公表されておらず、かつ、前各号に掲げるところの、ならびに法律および閣僚会議の命令により公表、普及、暴露もしくは流布が禁止されているところに該当しないすべての、各種の軍事情報。

四 国家の対外的安全に対する重罪および軽罪の主犯者および従犯の発見および逮捕に対してとられる手段、もしくは

は訴訟手続、取調または弁論についての情報。

第七九条

次の各号に該当するいかなるフランス国民もしくは外国人も、国家の対外的安全に対する行為の有罪とし、第八三条に掲げる刑罰に処せられる。

一 敵対行為により、政府の承認なく、フランスに対し宣戦布告をさせること。

二 行為により、政府の承認なく、フランス国民に対し報復をさせること。

三 平時において、外国の当局に奉仕するためにフランス領内で兵士を募集すること。

四 平時においてかつ政府の承認なく、敵国の人民もしくは代行機関との通信または関係を継続していること。

五 戦時においてかつ法定の禁止を無視して、直接または代理人を通して間接に、敵国の人民もしくは代行機関と事務的活動を行うこと。

第八〇条

次の各号に該当するいずれのフランス国民もしくは外国人も、国家の対外的安全に対する行為の有罪とされ、第八三条に掲げる刑罰に処せられる。

一 いずれかの手段により、何であらうともフランスの領土保全を害することを、もしくはフランスの主権からこの主権が行使される場所の領域の一部を取り上げることを行なって遂げないこと。

二 フランスの軍事的もしくは外交上の地位に危険を及ぼす企図もしくは実施を、外国の代行機関と取引すること。

第八一条

次の各号に該当するいずれのフランス国民もしくは外国人も、国家の対外的安全に対する行為の罪とし、第八三条に定めるところにより、刑罰を科するものとする。

一 外国もしくはその代行機関に漏らす目的を有しないで、権限なく、かつ手段の如何を問わず、国家防衛上の秘密に接近するか、あるいは、情を知って、かつ権限もないのに、国家防衛の秘密として類別された物もしくは文書またはかような秘密を暴露させるおそれのあるものを、保持するか、またはいかなる形式または方法によろうとも、公衆もしくは権限のない人に、かような秘密を漏らす者。

二 不注意、過失もしくは法令違反により、たとえほんのわずかの間であっても、その者に委託されたいずれの物件、資料、文書または情報、国家防衛上の秘密の暴露に導びく

かも知れないところの知識を、全部または一部、破壊され、運び去られまたは移転されるのを許容し、または、たとえ一部分であろうとも、それを、何人かが調査し、複写し、もしくは複製するのを許容する者。

三 正当な権限を有しないで、外国の当局または商社のために働らくいづれかの人に、国家防衛に関する計画、もしくは情報、調査またはかかる計画もしくは国家防衛に適応する工業の開発に関する過程のいづれかを、漏らしまは与える者。

〔二二二三—一九五八〕

第八二条

次の各号に該当するいかなるフランス国民もしくは外国人も、国家の対外的安全に対する行為の罪とし、かつ同様の刑罰に処する。ただし、是認される場合には、第七五条および第七六条に掲げる重罪の未遂に対して定める刑罰を科することを妨げない。

一 変装し、または偽名を用い、またはその身元もしくは国籍を秘匿して、要塞、防禦工事、駐屯地または兵器廠、施設、野営地、露営地もしくは軍隊の陣営、国防に使用される海軍または商業用の船舶、航空機もしくは軍用武装車

輛、各種の陸海軍建築物、または国防のため運用される建築物もしくは構内に、近かつく者。

二 たとえその者が変装せずまたはその者の氏名、身元もしくは国籍を秘匿せずとも、国防を害するおそれのある通信をし、または放送をするための、いづれかの機関を秘密に組織した者。

三 外交上の承認によりまたはフランスの当局により権限を与えられることなく、外国の航空機に乗ってフランス領上を飛行する者。

四 陸海軍当局により指示されている禁止地帯において、かつ当局の認可なく、陣地、防禦工作物、陣営または陸海軍の建築物の内またはその近くの模様、絵画、図形もしくは地形をあらわす作品を、作製する者。

五 法令による禁止にもかかわらず、要塞または陸海軍の建築物の周辺の立入禁止区域に立ち入る者。

第八三条

戦時において犯されるとき、国家の対外的安全に対する行為は、有期の重労働により罰せられる。

平時において犯されるとき、国家の対外的安全に対する行為は、一年から五年までの投獄によりまたは三六万フランか

ら三六〇万フランまでの罰金により罰せられる。

前三項の規定にかかわらず、第七九条第一号、第八〇条第一号、第八一条第一号、第八二条、第一〇三条もしくは第一〇四条の罪の場合においては、投獄の刑罰は一〇年まで、罰金は七二〇万フランまで増すことができる。

戦時においてあらゆる他の故意に実行された、他の法律により別に罰せられる、国防に害を及ぼすおそれのある行為は、一年から五年までの投獄により、または三六万フランから三六〇万フランまでの罰金により罰せられる。

なおこれに加えて、有罪の判決をうけた者は、常に、この法典の第四二条により規定された、五年以上二〇年以下の市民権の喪失を宣告される。またその者は、行動の自由の制限をうける。

未遂は、既述と同様に罰せられる。

〔二二—二三—一九五八〕

第八四条

重罪もしくは軽罪の組成物件および犯罪の遂行に用いられた道具もしくは手段の没収は、それらが犯人に属するかどうかについての取調を要しない。

犯人により獲得された報酬、もしくは報酬が差押できないか

った場合は、その価額は、判決の力により国庫に帰するものとする。

重罪が戦時に犯される場合は、刑法典の三七、三八および三九の各条が適用される。

刑罰を科しおよび審理が係属中の拘留に関する規定を適用する目的では、国家の対外的安全に対する重罪および軽罪は、通常の重罪および軽罪と同様に取り扱われるものとする。

第四六三条は裁判管轄権を有する裁判所の判定によって適用され、この法典の要件と一致させられる。

〔二二—二三—一九五八〕

第八五条

第六〇条および第四六〇条に規定する者以外のフランス国民もしくは外国人で、(下記の行為があった)者はいずれも、従犯または故買者として処罰される。

一 国家の対外的安全に対する重罪もしくは軽罪の正犯の関心事および目的を知って、正犯に助力、慰め、宿泊、隠れ家もしくは会合の場所を与える(者)。

二 重罪または軽罪の通信を知って運送し、重罪または軽罪の目的物の探索もしくは隠匿、運搬または伝達にあたって、いずれかの方法で、情を知ってそれらを援助す

る(者)

三 重罪または軽罪の任務に用いられたまたは用いられるべきものであつた目的物および手段ならびに重罪または軽罪によつて獲得された目的物、資材または文書を、情を知つて隠匿する(者)。

四 重罪もしくは軽罪の捜査、証拠の発見および犯人の処罰に役立つ公文書もしくは私文書を、情を知つて破棄し、回収し、受取り、隠匿し、もしくは偽造する(者)。

第六一条第二項および第三項の下では、裁判所がその者の責任を免除すべきものであるときは、重罪または軽罪に他のいかなる方面からみるも関係をもたない者を除いては、この条項を適用する。

〔二二・四一一九四四〕

第八六条

他に特に規定するところを除いては、国家の対外的安全に對する重罪および軽罪に對する刑罰は、戦時のみならず平時の犯罪にも適用される。

この章の条項は、反逆行為および謀報行為に關して規定があれば、陸海軍に對する軍事裁判諸法典の規定の適用をさまたげるものではない。

現行各国刑法のスパイ罪規定(飯田)

戦時もしくは平時のいづれにおいても、政令 (décret en conseil des ministres) により、政府は、政府の対外的安全に對する重罪および軽罪についての規定の全部または一部を、同盟國に對して犯される同様の行為に對し、及ぼすことができる。

〔七一二九一一九三九〕

(出典) The French Penal Code,

the American Series of Foreign

Penal Codes, v. 1, pp. 43-49.

五 イタリヤ刑法に規定するスパイ罪

イタリヤ刑法(一九三〇年一〇月一九日制定)は、その第二編(各別の犯罪について)第一章(国家の人格に對する犯罪)第一節(国家の國際人格に對する犯罪について)において、九カ条の国家の秘密の防護のための罰則を設けている。この中には、スパイ行為を罰することを直接の目的とするもののほか、秘密文書や記録の隠匿、偽造、放置、國家秘密の漏洩、暴露もしくは利用など國家秘密の安全を侵害するものも含まれている。その全容は、次のとおりである。

(三一二) 一六九

第二五五条

(国家の安全に関する記録または文書の隠匿、偽造もしくは放置)

たとえ一時的にもせよ、国家の安全またはその他国内もしくは国際の、国家の政治上の利益に関する記録または文書の全部または一部を隠匿、破壊または偽造し、入手し、持ち去りまたは横領する者は、八年以上の禁固に処せられる。

死刑は、行為が戦争への国家の準備または用意もしくは軍事行動が侵害された場合に、適用する。

第二五六条

(国家の安全に関する情報の入手)

国家の安全のため、または、一般的に、国家の国内的または国際的の政治的利害関係から、秘密にしておかなければならない情報を入手する者は、三年以上一〇年以下の禁固に処せられる。

この章の規定の範囲内では、国家の政治的利害関係から秘密にしておくを要する情報には、国内的もしくは国際的の政治的秩序の理由から公表されない政府の文書記録の一部が含まれるものとして理解される。

当該官庁がその発表を禁じた情報に関するものについては、

一年以上八年以下の禁固刑に処する。

死刑は、行為が戦争のための国家の準備または用意もしくは軍事作戦を侵害した場合に、科する。

第二五七条

(政治的または軍事的スパイ行為)

政治的または軍事的スパイ行為の目的で、国家の安全のために、または一般に、国家の国内的または国際的の政治上の利害関係から、秘密にしておかねばならない情報を、入手する者は、一五年を下らない禁固に処せられる。

死刑は、(次の場合に)科せられる。

一、その行為が、イタリー国と戦争関係にある国家のために、犯されている場合

二、その行為が、戦争のための国家の準備または用意もしくは軍事作戦を侵害した場合、

第二五八条

(発表を禁ぜられている情報についてのスパイ行為)

政治的または軍事的スパイ行為の目的で、その発表を当該官庁が禁止した情報を、入手する者は、一〇年を下らない禁固に処せられる。

無期懲役は、その行為がイタリー国と戦争関係にある国家

の利益において犯される場合に、科せられる

死刑は、その行為が国家の戦争のための準備または用意もしくは軍事作戦を侵害した場合に、科せられる。

第二五九条

(過失による助長)

第二五五条、第二五六条、第二五七条および第二五八条に掲げる犯罪の一つの実行が、文書または記録の占有にあつて存在し、または情報を知照する際の過失によって、可能にされ、または単に容易にされるにすぎないときには、これは、一年以上五年以下の禁固に処せられる。

国家の戦争のための準備または用意もしくは軍事作戦が侵害されるときは、三年以上一五年以下の禁固を科する。

軍事的に国家関与により、立入を禁止されているところの場所、または領土、領海もしくは領空に対する監督または監視にあたり存在する過失によって、上記の犯罪の実行が可能にされ、または単に容易にされるにすぎないときには、同様の刑が適用される。

第二六〇条

(軍用地への非公然侵入およびスパイ行為手段による不当占有)
有)

次の場合には、一年以上五年以下の禁固に処せられる。

一 軍事的な国家関与により、立入が禁止されている場所あるいは領土、領海または領空へ、非公然にまたは策略をもって、侵入する(場合)

二 上掲の場所または領域に近づき、またはそれらの近くにおいて、第二五六条、第二五七条および第二五八条に掲げる犯罪の一つの犯行に適する方法により、不当な占有に關係している(場合)

三 第二五六条において指定されている情報の引渡に適當であるところの文書またはほか他の物品の、不当な占有に關係している(場合)

前項各号に掲げる行為のいづれかが、戦時に犯された場合には、3年以上一〇年以下の禁固に処する。

第二六一條

(国家の秘密の漏洩)

第二五六条に規定した秘密の性質の情報を漏洩する者は、五年以上の禁固を以て罰せられる。

戦時に違反行為をし、または国家の戦争のための準備または用意もしくは軍事作戦が侵害されたときは、一〇年以上の禁固刑に処する。

犯人が政治上または軍事上の諜報行為の目的のために行動したものであるときは、この条の第一項の場合には長期懲役、また第二項の場合には死刑を適用する。

前号の規定において制定された刑は、情報を取得した者にもまた適用する。

過失による行為を犯したときは、この条の第一項の場合に行われたときは、六カ月以上二年以下の、また第二項に規定した事情に当るときは、三年以上一五年以下の禁固刑とする。

第二六二条

(公表を禁止された情報の漏洩)

権限のある当局が流布を禁止した情報を漏洩する者は、三年以上の禁固をもつて罰せられる。

行為が戦時になされ、もしくは戦争への国家の準備または用意もしくは軍事行動が侵害されたときは、一〇年以上の禁固刑に処する。

犯人が政治上または軍事上の諜報行為の目的のために行動したものであるときは、この条の第一項の場合には一五年以上の禁固、また第二項の場合には死刑を適用する。

前号の規定において制定された刑は、情報を取得した者にもまた適用する。

過失による行為を犯したときは、この条の第一項の場合に行われたときは、六カ月以上二年以下の、また第二項に規定した事情に当るときは、三年以上一五年以下の禁固刑とする。

第二六三条

(国家の秘密の利用)

国家公務員または公務受任者が、公務または職務に基いて知得したところの、かつ国家の安全の利益のために秘密に保たねばならないところの、発明、科学上の発見または新しい工業上の応用を、自己または他人の利益に使用する者は、五年以上の禁固により、および一萬リラ以上の罰金をもつて罰せられる。

イタリア国と戦争中の国家の利益のために行為を犯し、または戦争への国家の準備または用意もしくは軍事行動を侵害したときは、犯人は死を以て罰せられる。

イタリア刑法典には、上述の諸規定のほか、その第三編(各別の違警罪について)の第一章(警察違警罪について)第一節(治安警察に対する違警罪について)第三款(ある種の罪の予防に関する違警罪について)第一項(秘密の予防保護に関する違警罪について)に、一カ条を設けて次のように

規定する。

第六八二条

(国家の軍事上の必要によって接近禁止された場所への無許可立入)

国家の軍事上の必要によって接近を禁止した場所へ立入る者は、その行為が一そう重い罪を構成しない場合であるときは、三月以上一年以下の拘禁もしくは五〇〇リラ以上三〇〇〇リラまでの科料により処罰せられる。

(出典) Das Italienische Strafgesetzbuch vom 19. Oktober

1930; Dr. K. Bunge, Berlin und Leipzig 1933,

SS. 105-108.

六 アルゼンチン刑法典(一九二二年改正法)に

おけるスパイ罪。

アルゼンチンの現行刑法典の第二巻罪は、一二の編からなっているが、その第九編が「国家の安全に対する罪」と題されている。この編は、第一章叛逆罪および第二章国家の平和と安全を危くする罪との二つの章からなる。その全容は、次に掲げるとおりであるが、国家の秘密または軍事上の秘密の

現行各国刑法のスパイ罪規定(飯田)

漏洩または入手についての規定は、二二二条から二二四条までの三カ条である。そのうち、二二二条二項は政治的または軍事的国家秘密のスパイ行為、二二四条は軍事上の秘密についてのスパイ行為を犯罪とするものである。刑罰は他の国のそれに比較すれば軽いもので、比較的短期の拘禁刑が科せられているにすぎない。

第一章 叛逆罪

第二一四条 アルゼンチン人またはその他の公の地位もしくは職務のために国家に服従すべき義務を有する者で、国家に対し武力を行使し、またはその敵に加担しもしくは何らかの助力もしくは扶助を与えるいずれの者も、その行為がこの法典のいずれの他の条項においても罰せられないときに限り、一〇年以上二五年以下または無期の刑務所内拘禁もしくは拘禁により、かついずれの場合にも終身の資格剝奪により罰せられる。

第二一五条 無期の刑務所内拘禁または拘禁は、前条に規定した犯罪を犯すいずれの者にも、次の場合に、科せられる。
一 全くもしくは部分的な国家の外国領への隸属、または国家の独立もしくは保全の侵害をする行為を、故意に実行する場合。

(二一七) 一七三

二 外国の権力機関を煽動しまたは勧誘して共和国に対して戦争宣言をさせる場合。

第二一六条 この章の前二条に列挙されたいずれかの場合に叛逆罪を犯す二もしくはそれ以上の者の陰謀に加わるいづれの者も、その陰謀がかかるいづれかの犯罪の実現が開始される前に発見された場合には、一年以上八年以下の刑務所内拘禁または拘禁により罰せられる。

第二一七条 犯罪の実行が開始される前に、いづれかの当局に陰謀を知らせる陰謀者は、いづれの刑務所内拘禁からも免除される。

第二一八条 この章の前各条に規定した刑罰は、そこに掲げられた行為が共通の敵に対する戦争中、共和国と同盟したいづれかの権力に対して犯された時にもまた、適用される。

第二章 国民の平和と安全を危くする罪

第二一九条 国家の政府による権限付与がないのに、いづれかの敵対行為によって、国家に対して宣言される戦争の危険を惹起し、もしくは国民の身体と財産に報復を惹起しその国民を何らかの心痛にさらし、もしくはアルゼンチンといづれか他の外国政府との間の親善関係を侵害するいづれ

の者も、一年以上六年以下の拘禁により罰せられる。

戦争がいづれかのかかる敵対行為のために惹起された場合には、刑罰は、三年以上一五年以下の刑務所内拘禁または拘禁である。

次の行為は犯罪とみなされ、これを犯す者は六カ月以上一年以下の拘禁により罰せられる。

(a) いづれかの手段により、いづれか他の交戦軍に關して国家の局外中立を、または外国との親善関係を危うする何らかの言辞を、公にしましたは広める者。

(b) 国民主権に代えるに外国主権を以てし、または政府を打倒し、もしくは憲法において確立された自由を破壊しまたは力の制度と代えるためのいづれかの教義または言辞を、いづれかの理由のために、公にしましたは広める者。

第二二〇条 外国と調印したいづれかの条約、共和国と敵国との間にまたは海陸の交戦軍の間に成立したいづれかの休戦条約もしくは一時的休戦条約に違反する、またはいづれかの戦時旅行券 (safe conduct) を正式に発行するいづれのものも、六カ月以上二年以下の拘禁により罰せられる。

第二二一条 いづれの国の元首もしくは外国のいづれの代表

者に対する免除であらうともこれを侵犯する者はいずれも、六カ月以上二年以下の拘禁により罰せられる。

第二二二条 国家の安全、または防衛手段もしくはその国際関係に関する政治的または軍事的秘密を漏らすいづれの者も、一年以上六年以下の拘禁により罰せられる。

同じ刑罰がかような秘密を入手するいづれの者にも科せられる。

第二二三条 軽率または不注意によって、その者の地位もしくは職務により知った前条に掲げられたいづれかの秘密を漏洩するいづれの者も、一月以上一年までの拘禁により、かつ二倍の期間の間の特別の資格剥奪により、罰せられる。

第二二四条 不法に要塞、船舶、施設、道路またはその他の軍事設備のいづれかの設計を入手し、またはかかる場所への立入が一般に禁ぜられるにも拘らず、この目的でいづれかのかかる場所に秘密にまたは詐術を用いて立入る者はいずれも、六カ月以上二年以下の拘禁により罰せられる。

第二二五条 アルゼンチン政府に代って外国との交渉をする責任があるのに、その者にあたえられたいづれの訓令からも離れて、国家に不利な方法でかかる交渉を行なう者はいずれも、三年以上一〇年以下の刑務所内拘禁または拘禁に

より罰せられる。

(出典) The Argentine Penal Code, The American Series of Foreign Penal Codes, v. 6, pp. 87-89.

七 ドイツにおけるスパイ罪の立法例

ドイツでは、一八九三年七月三日付でドイツ軍事秘密処罰法が發布されている。その後、一九一四年六月三日付でこの法律は全面改正が行なわれ、軍事機密漏洩取締法となった。

この法律は、一九三四年四月二四日の刑法および刑事手続規定の改正に関する法律により廃止され、その規定は、刑法中に加入された。その後、一九五一年八月三〇日の刑事法改正法律 (Strafrechtsänderungsgesetz) により内乱罪 (Hochverrat) 国家に対する危害行為 (Staatsgefährdung) および反逆罪 (Landesverrat) についての全面的改正がなされた。内乱罪および背叛罪については、その後の改正はないが、国家に対する危害行為については、一九五二年一月一九日 (九〇条サポタージ)、一九五三年八月四日 (九三条、憲法に対する刑行物の輸入等)、一九五七年六月一日 (九四条、憲法に対する反逆の目的の存する場合における刑の加重)、一九六〇年六月

三〇日(九六a条、不法な組織の徽章の使用)の各条が改正または増加されている。

ドイツ刑法では、スパイ行為を「憲法に対する反逆的な情報勤務」と、背叛罪のスパイ行為とに区別して規定している。その規定は、次のとおりである。

第九二条(憲法に対する反逆的な情報勤務)

一 この法律の施行されない地域に存在する政府、党または結社のために、もしくは非合法結社またはその仕事をひきうけている者のために、ドイツ連邦共和国の存立もしくは安全を侵害し、第八八条に掲げた憲法上の諸原則を廃止し、無効にしたりまたは基礎を危くし、またはそのようなことを促進する目的をもって、情報のとりまじめを関与者に勧誘したりは援助することに着手する者、もしくは行政機関、官公署、設備、企業、結社または個人に関し、自から情報をとりまじめ、または情報のとりまじめの仕事運営する者はいずれも、軽懲役をもって罰する。

二 未遂は罰せられる。

三 特に重い場合は、五年以下の重懲役が科せられる。

〔八一三〇—一九五一〕

第三章 反逆罪

第九九条 国家の秘密および反逆罪の定義

一 この章において、国家の秘密とは、ドイツ連邦共和国の福祉を保証するために外国に対し秘密にしていなければならないところの事実、物件、知識、特にこれらについての文書、図形、模型もしくは雛型、または情報である。

二 国家の秘密を故意に権限のない者に知らせ、または国家の秘密を公表し、かつそれによってドイツ連邦共和国またはその諸邦の一つの福祉を危くさせる者は、この章の意味での反逆罪を犯すものである。

〔八一三〇—一九五一〕

第一〇〇条 反逆罪

一 国家の秘密を漏洩する者は、反逆罪として重懲役をもつて罰する。

二 漏洩するために国家の秘密を入手する者はいずれも、スパイ行為として一〇年以下の重懲役により罰する。

三 連邦議会の議員が事実状態および法律状態の良心的な審査および対立する利害の慎重な比較の上で、連邦または一つの邦の国家組織上の秩序に対する違反を、連邦議会またはその委員会の一つにおいて問責することを自己の義務

と考へ、これによつて國家の秘密を公表する場合にあつては、この問責をもつて基本法または一つの邦の憲法の破壊を防止することを目的とするときは、この者は、違法に行爲するものとはならない。「八、三〇——一九五一」

第一〇〇条 a 國家を危うくする偽造

- 一 真正なものとすれば國家の秘密であるべきところの文書、図形その他の物件を、ドイツ連邦共和国またはその諸邦の一つの福祉を危くさせる方法で利用するために、偽造または変造によつて製作する者は、重懲役をもつて罰する。
- 二 偽造、変造または不実の事実、物件またはそれについての情報ではあるが、真正または眞実なものとすれば國家の秘密であるべきところのものを、故意に眞正または眞実のものとして、権限のない者に知らせ、または公表し、それによつてドイツ連邦共和国またはその諸邦の一つの福祉を危くさせる者はいずれも、同様に罰せられる。
- 三 真正なものとすれば國家の秘密であるべきところの偽造または変造の物件を、ドイツ連邦共和国またはその一邦の福祉を危くさせる方法で、利用するために入手するいずれの者も、一〇年以下の重懲役をもつて罰する。
- 四 犯人が錯誤によつて偽造、変造または不実であると考

える國家の秘密は、偽造、変造または不実である事実、物件またはそれについての情報(第二項および第三項)と同視される。「八、三〇——一九五一」

第一〇〇条 b 証拠の偽造・変造等

- 一 ドイツ連邦共和国またはその一邦と、外国、本法の施行地域外の地域、國家協同体または國際間の組織との間の關係にとつて意義のある事實に関する証拠を、偽造し、変造し、滅失させ、毀損し、除去し、抑制し、その他その利用性を傷け、それによつてドイツ連邦共和国またはその諸邦の一つの福祉を危くさせる者はいずれも、五年以下の重懲役をもつて罰する。
- 二 酌量減輕すべき事情があるときは、刑は三カ月以上の輕懲役である。

〔八一三〇——一九五一〕

第一〇〇条 c 過失による反逆罪

- 一 権限のない者に故意に國家の秘密を知らせ、または國家の秘密を公表し、そのため過失によりドイツ連邦共和国またはその諸邦の一つの福祉も危くさせる者は、輕懲役をもつて罰する。
- 二 職務または勤務上の地位または官署の委任によつて知

ることのできた国家の機密を、過失により権限のない者に知らせ、それによってドイツ連邦共和国またはその諸邦の一つの福祉を危くさせる者は、二年以下の軽懲役をもって罰する。この項の行為は、その福祉が危くさせられるドイツ連邦またはその一邦の政府の授權がなければ訴追されない。「八一三〇—一九五一」

第一〇〇条 d 反逆罪のな関係

一 ドイツ連邦共和国またはその諸邦の一つに対する戦争、武力的企図または強制手段を招来し、または促進するの目的をもって、この法律の施行地域外にある政府、党その他の結社もしくは組織、またはこのような政府、党、結社もしくは組織のために働いている者と関係を結び、または関係を維持する者は、重懲役をもって罰する。

二 犯人がこの法律の施行地域外にある政府、党その他の結社または組織の前項以外の手段または運動であって、ドイツ連邦共和国の存立（八八条一項）もしくはその安全を侵害し、または第八八条に記された憲法上の諸原則の一つを撤廃し、その適用を除外し、またはその基礎を覆えすことを目的とするものを、招来し、または促進する目的をもって行為をするときは、刑は軽懲役とする。この項の罪の

未遂も罪となる。

三 前二項に記された手段または運動の一つを招来または促進する目的をもって不実または甚だしく歪められた、事実に関する種類の主張をしまは流布する者はいずれも、軽懲役をもって罰する。この項の罪の未遂も罪となる。

四 第一項の特に重い場合には無期の重懲役を、第二項および第三項の特に重い場合には重懲役を、それぞれ宣告することができる。

第一〇〇条。反逆罪のなスパイ行為

この法律の施行地域外にある政府、党その他の結社もしくは組織、またはこのような政府、党、結社もしくは組織のために働いている者と、国家の秘密の通知または第一〇〇条 d 第一項に記された手段の一つを目的とする関係を結び、または関係を維持する者はいずれも、軽懲役をもって罰する。

二 この法律の施行地域外にある政府、党その他の結社または組織のために働いている者であって、かつ他人と前項に記載された種類の関係を結び、または関係を維持する者の罰もまた前項と同じである。

「八一三〇—一九五一」

第一〇〇条 f 国家事務の職務違反的な執行

一 ドイツ連邦共和国またはその諸邦の一つの受任者として、外国政府、国家協同体または国際間の組織との国家事務を、故意に委任者の不利益に執行する者はいずれも、重懲役をもって罰する。

二 酌量減輕すべき事情が存在するときは、刑は三カ月以上の輕懲役とする。

〔八一三〇—一九五一〕

第一〇一条 附加刑

一 この章において刑罰を科せられる行為に關しては、第一〇〇条から第一〇〇条 b まで、第一〇〇条 d 第一項、第一〇〇条 f による刑に併せて多額無制限の罰金を、第一〇〇条 e、第一〇〇条 d 第二項および第三項、第一〇〇条 e による刑に併せて罰金を、故意による行為により処せられる三カ月以上の輕懲役刑に併せて一年以上五年以下の期間公職就任の無資格、および選挙権、表決権および被選挙権の喪失、ならびに公の選挙に由来する権利の喪失を、第一〇〇条から第一〇〇条 b まで、第一〇〇条 d、第一〇〇条 e によるあらゆる自由刑に併せて監視を認める旨を、宣告することができる。

現行各国刑法のスパイ罪規定（飯田）

二 第八六条の規定は、この場合に準用される。

〔八一三〇—一九五一〕

（出典） The German Penal Code, The American Series of Foreign Penal Codes, v. 4, London, 1961, pp. 57, 62-65.

八 ノルウェーの刑法におけるスパイ罪の規定

一九〇二年五月二日のノルウェー刑法は、その第八章を「国家の独立と安全に関する重罪」と題して、二一カ条を設けている。その全容は次のとおりである。

第八章 国家の独立と安全に関する重罪

第八三条 ノルウェーまたはその領域のいずれの部分をも、

外国の支配の下に置かせまたは他国に併合せ、もしくは王国のいずれの部分をも分離されるようにすることを、もしくはそれらの事件における従犯たることを、不法に企図する者はいずれも、八年を下らない拘禁もしくは八年以上無期までの刑務所内拘禁により処罰される。

第八四条 戦時においてノルウェーまたはノルウェーと同盟した国家に対する戦争または敵対行為を不法に惹起する者、

（三三三） 一七九

またはその従犯である者はいずれも、五年を下らない拘禁もしくは五年以上無期までの刑務所内拘禁により、処罰される。

第八五条 外国の軍隊間の戦争の時に於いて、王国の局外中立の維持のために国王によって発せられた規定を犯す者、またはその従犯である者はいずれも、罰金もしくは四年以下の拘禁により、罰せられる。

特に一層悪質な状況の下では、四年を越えない刑務所内拘禁を科することができる。

第八六条 戦時において、もしくは戦争目的のために

一 ノルウェーに敵対して、武器を運搬し、またはその他軍事作戦に加わる者。

二 このような作戦に用いるための情報を敵に提供する者。

三 国内の戦争努力のために重要な施設もしくは物件を破壊し、損害を与え、または損傷することによって、ノルウェーの抵抗する能力を弱める者。

四 叛逆を刺戟もしくは煽動し、敵のために宣伝活動を行行し、または抵抗する国民の意思を弱めることを狙った不正確なもしくは誤導する情報を散布する者。

五 敵の利益のために活動する党または組織を、設立し、

その一員となり、それに積極的に加わり、もしくはそれに重要な経済的貢献をする者。

六 間諜として行動し、または敵もしくは前号(五号)に掲げた党または組織のために他の人が自由を奪われまたはその他の危害をうけることに同様に与って力がある者。

七 労働もしくはボイコットの法令に合法的に従っていない工場閉鎖、ストライキまたはボイコットを、煽動し、刺戟し、そのための決意に加わり、もしくはそれに関係する者。

八 占領されたノルウェーの領土による行政に不当に関係する者。

九 敵のための通商事業を行ないまたは不当に関係する者。
一〇 その他ノルウェーに敵対する敵を不法に助け、もしくはノルウェーの抵抗能力を弱める者。

または上各号に掲げる行為についての従犯である者に対する刑罰として、三年以上無期までの刑務所内拘禁が科せられる。可罰的行動が重要さの少ないものであるときは、三年未満の刑務所内拘禁が科せられる。ノルウェーの同盟国に対し、または共通の敵との戦争において、上掲の(可罰的)行為をする者はいずれも、同様に罰せられる。

これらの条項は、これらの行為が、ノルウェーに対する軍事行動が開始され、またはノルウェー領を占領もしくは攻撃する企図が外国の権力によってなされたときに、実行されるか、もしくはその行為がかかる事情を意中においてなされた場合にも、適用せられる。

刑罰は、海外に住むノルウェー市民にその居住地の法律によって要求された行為に対しては科せられない。

〔一九五〇年一月一日改正〕

第八六条 a 重過失の結果として第八六条に掲げたような行為をする者はいずれも、五年以下の拘禁または刑務所内拘禁によって罰せられる。

〔一九五〇年一月一日改正〕

第八六条 b 第八六条の条項に含まれない方法で、ノルウェー領の軍事占領の間、占領軍に明らかに不当な援助を与える者はいずれも、刑務所内拘禁により罰せられる。

その行為が国土に重大な損害を、または他人の死亡、身体もしくは健康に対する重い危害、大きな苦痛もしくは自由の長期剥奪を惹起した場合は、終身の刑務所内拘禁が科せられる。

〔一九五〇年一月一日改正〕

現行各国刑法のスパイ罪規定（飯田）

第八七条 戦時において次に掲げる行為を不法に犯す者はいずれも、四年以下の拘禁もしくは刑務所内拘禁により罰せられる。

一 軍事作戦のため重要な事実に関して入手する情報を軍の士官に与えることを拒むこと、もしくはその従犯であること、または、

二 敵のスパイに隠れ場、支援者もしくはその他の援助を与えること、または、

三 軍刑法に関する、刑務所内拘禁三年またはそれ以上重い刑罰によって罰せられる犯罪の実行についての従犯であること。

ノルウェーと同盟した国家に対する、または共通の敵との戦争にあたって、前各号の行為を犯すいづれの者も、同様に罰せられる。

〔一九五〇年一月一日改正〕

第八八条 戦時において、軍事力の補給または輸送に関する契約もしくは軍または一般人による防禦にとって重要なことを、仕遂げること失敗する者、もしくはその従である者はいずれも、一〇年以下の刑務所内拘禁により罰せられる。もし行為が国土防衛についての重大な損害、または

（三二五） 一八一

他人の死亡または身体もしくは健康への重い損傷を発生したときは、無期の刑務所内拘禁を科することができる。

もし契約の違反が過失から発生するときは、犯人は、罰金または六カ月以下の拘禁もしくは刑務所内拘禁により罰せられる。

ノルウェーの同盟国に対するまたは共通の敵との戦争における前二項の行為を犯すいづれの者も、同様に罰せられる。

〔一九五〇年二月一五日改正〕

第八九条 ノルウェーのために他国との条約の締結の交渉中に、ノルウェーの利益に反して行為するかまたはそれを無視する者、もしくは誤らせまたは煽動することによりその従犯たる者はいずれも、一年以上の刑務所内拘禁により罰せられる。

過失によってかかる行為を犯すいづれの者も、罰金または二年以下の拘禁により罰せられる。

第九〇条 他国との関係において国家の安全のために秘密を保持しなければならないことを、不法に暴露させ、またはその従犯たるいづれの者も、三年以下の拘禁または刑務所内拘禁により罰せられる。ただし、秘密が他国に洩らされ

るか、または重大な危険が発生した場合、一年以上二年以下の拘禁または刑務所内拘禁により罰せられる。

犯人が不注意に行ったものであるときは、罰金または一年以下の拘禁により罰せられる。

秘密が犯人にその者の職務によって打ち明けられたものであるときは、上掲の拘禁の期間は、二分の一を増加することができ

第九一条 第九〇条に掲げられた秘密を、それを洩らす意図をもって、不法に自から所持しまたは他人に所持させる者もしくはその従犯たる者はいずれも、二年以下の拘禁または刑務所内拘禁により罰せられる。ただし、その意図が他国に秘密を洩すものであった場合、もしくはその漏洩が重大な損害を発生させた場合には、六年以下の拘禁または刑務所内拘禁により罰せられる。

その他、かかる秘密のいづれの所持をも、不法に自からし、または他人にさせる者はいずれも、罰金、または一年以上以下の拘禁もしくは刑務所内拘禁により、罰せられる。

第九一条 a 外国のために、政治的もしくは人的関係についての情報を、秘密にまたは違法な方法によって収集しようと努め、もしくは収集の従犯たるいづれの者も、他国への

かかる漏洩がノルウェーの利益を害しまたは何人かの生命健康、自由もしくは財産に危険を生ずるかも知れないということを知りもしくは理解している場合には、二年以下の拘禁または刑務所内拘禁により罰せられる。

〔一九五〇年二月一五日改正〕

第九二条 戦時に軍隊もしくは軍事作戦に関する情報を、これが禁じられている場合に、不法に散布するいづれの者も、もしくはその従犯であるいづれの者も、罰金、または二年以下の拘禁もしくは刑務所内拘禁により罰せられる。

第九三条 国家の安全もしくは安寧にとつて重要ないづれかの文書または他の物件の偽造、破棄もしくは隠匿を遂げ、または幫助するいづれの者も、二年以上八年以下の、ただし重大な危害がひき起されたときには、一二年以下の刑務所内拘禁により、罰せられる。

第九四条 八三、八四、八六、八六b、八八、八九または九〇の各条に掲げた重罪のいづれか、もしくは軍刑法の八一条のaに規定したいずれかの重罪（この法典の八三および八六条参照）を犯す一人またはそれ以上の者と気脈を通ずるいづれの者も、後者の場合には、一年以上二年以下の刑務所内拘禁により、その他の場合には一〇年以下の拘

禁もしくは刑務所内拘禁により、罰せられる、ただし、刑罰は、いづれの場合にもかかる重罪のために規定された最大限の刑罰の三分の二を越えてはならない。

次のいづれの者にも同様の刑罰を適用する、

一 かかる重罪の犯行を公然と煽動する者。

二 かかる重罪を犯す意思をもって外国権力と交渉する者。

三 かかる意思をもって軍事的支配を奪いもしくは行使し、もしくは兵隊または武器もしくはその他の装備をもってとのえられた団体を召集しまたはしようとする用意しており、もしくは召集の準備をしまはしようとする用意している者。

四 かかる重罪を犯すことを企てまたは着手し、もしくはその犯行のために金銭またはその他の利益を受取る者。

五 この条に規定されているいづれかの行為についての従犯である者。

〔一九五〇年二月一五日改正〕

第九五条 この国土において、外国の国旗または国の象徴を公然と侮辱するか、その従犯たるいづれの者も、罰金もしくは一年以下の拘禁または刑務所内拘禁により罰せられる。この国土において、その外国のいづれかの代表者に対する暴行により、または威嚇的もしくは侮辱的態度により、

またはかかる代表者によって所有されたいずれかの建物もしくは部屋に侵入し損害を発生させもしくは汚損することによって、外国を害するか、またはその従犯となるいずれの者も、同様に罰せられる。

〔一九五〇年一月一日改正〕

第九六条 一〇二および一〇三の各条は、外国の元首に關して同様に適用する。外国の元首がノルウェー國家の当局の承認を得てこの國土にある場合には、九九、一〇〇兩条が同様に適用し得るものである。

二一、二二および二三各条に規定された重罪が、ノルウェーに滞在中の外國の代表者に対して犯されるときは、自由拘束刑は、その刑の二分の一を加重することができる。

第九七条 ノルウェー領域の強制占領の間、自からのまたは他人の利益のために、またはその他の目的の促進のために、占領勢力もしくはその支持者との關係または庇護を、不適當に求めもしくは利用する者、またはその従犯である者はいずれも、三年以下の刑務所内拘禁により罰せられる。罰金は、減輕事由のあるときに科せられる。

公の権限がその執行中妨害され、もしくは一般公務員、新聞、組合、協会または私人の活動への侵害が発生するとき、

もしくは重要な公共の利益がその他危うくされるとき、刑罰は、無期の刑務所内拘禁まで加重することができる。

〔一九五〇年一月一日改正〕

第九七条 a 政治または対外政策の國家的あり方に関するもしくは政党目的に対する与論を左右するために、外國の權力機關またはそのために活動している政党もしくは機關から、自からのためにまたは政党もしくは機關のために、經濟的援助を受けまたはその従犯であるいずれのノルウェー國民またはノルウェーの居留民も、二年以下の拘禁または刑務所内拘禁により罰せられる。

〔一九五〇年一月一日改正〕

第九七条 b その人の一そう正しい判断に逆らつてまたは重大な過失によつて、偽りの流言または、もし信ずれば、國家の對内的または對外的安全もしくは外國權力機關とのその關係を危うくするように思われる不正確な情報を、一般的に撤布しまたは外國の權力機關に報告する者、もしくはその従犯である者はいずれも、二年以下の刑務所内拘禁により罰せられる。

〔一九五〇年一月一日改正〕

第九七条 c この章に規定する重罪に対しては、罰金を自

由拘束刑に併科することができる。

〔一九五〇年十二月十五日改正〕

ノルウェー刑法におけるスパイ罪の規定は、上掲の規定のうち、八六条、八七条、九一条^aの各条である。

(出典) The Norwegian Penal Code, The American Series

of Foreign Penal Codes, v. 3, pp. 45-51.

九 ソビエト連邦におけるスパイ罪の規定

ソビエト連邦の一九五八年の「国家犯罪の刑事責任に関する法律」⁴⁵ об уголовной ответственности за государственные преступления⁴⁶ 「よくに危険な国家犯罪」⁴⁷ особо опасные государственные преступления と「その他の国家犯罪」⁴⁸ иные государственные преступления とに分けて規定しているが、スパイ行為に関する規定は、よくに危険な国家犯罪のうち第一条(祖国に対する反逆)と第二条(スパイ行為)の二カ条である。なお、逆反罪または諜報罪を構成しない国家機密の漏洩(二二一条)および国家機密を内容とする文書の紛失(二三一条)についての規定が、その他の国家犯罪

現行各国刑法のスパイ罪規定(飯田)

の中に設けられている。

一九六〇年公布のロシア共和国刑法典 Уголовный кодекс РСФСР は、これをうけて、各則の第二章を国家犯罪と題し、上掲の国家犯罪の刑事責任に関する法律の全文を収容している。その第六四条は「祖国に対する反逆」第六五条が「諜報行為」の規定である。第六四条の六項は、連邦の法律には存在しない。

一九六〇年のロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の刑法が規定するスパイ行為に関する規定は、次のとおりである。

第六四条 祖国に対する反逆

^a 祖国に対する反逆、すなわち、ソ連邦の国家的独立、領土の不可侵または軍事力に損害を与える、ソ連邦市民により故意に実行された行為、すなわち、敵側への移行、間諜行為、国家的または軍事的機密の外国への提供、外国への逃亡、あるいは、国境外よりソ連邦への帰置拒否、ソ連邦に対する敵対行為の実行にあたり、外国に対して援助を与えること、ならびに、権力の奪取を目的とする陰謀は、財産没収をともなう一〇年から一五年までの期間の自由剝奪、または財産没収をともなう死刑をもって処罰される。

(三一九) 一八五

b ソ連邦に対して、敵対的活動を行なうために、外国諜報機関に引入られたソ連市民が、委託された犯罪的任務を遂行するいかなる行為をも行なわず、また、任意に、権力機関に対して自己と外国諜報機関との関係を申告したばあいには、刑事責任を問われない

第六五条 諜報行為

国家的または軍事的機密を構成する情報を、外国、外国の組織、またはそれらの代表に対して提供し、または、提供を目的として情報を窃取あるいは収集すること、および、外国諜報機関の任務を受け、ソ連邦の利益を害する目的に利用するため、その他の情報を提供し、または収集すること、その諜報行為が、外国人または国籍を有しない者によって行なわれるときは、——
財産没収をともなう七年から一五年までの期間の自由剝奪、または、財産没収をともなう死刑をもって処罰される。

第七五条 国家機密の漏洩

勤務上または業務上委託され、または知得するに至った、国家機密を構成する情報の漏洩は、祖国反逆または諜報行為の徴表が存在しない場合、——
二年から五年までの期間の自由剝奪をもって処罰される。

同じ行為が重大な結果をともなったときは、——
五年から八年までの期間の自由剝奪をもって処罰される。

第七六条 国家機密を内容とする文書の紛失

国家機密を内容とする文書、ならびに、それに関する情報が国家機密を構成する物件を、被委託者が紛失し、その紛失が、前記文書または物件の取扱いについて定められた規則に違反したためである場合、——一年から三年までの期間の自由剝奪をもって処罰される。

同じ行為が、重大な結果を伴った場合には、——三年から八年までの期間の自由剝奪をもって処罰される。

(出典)

公安調査資料、ソ連邦刑事関係基本法、ロシア原文およびほん訳文、同上、ロシア共和国刑法典

十 ユーゴスラビヤ刑法の規定するスパイ罪

ユーゴスラビヤ刑法(一九五一年三月二日制定)は、その各則で、「民族と国家に対する可罰的行為」と題して、第一〇〇条から第一二三条まで二四カ条を設けているが、その中の第一〇五条が、スパイ行為についての規定である。それは、次のとおりである。

第一〇五条 スパイ行為

一 秘密にしている軍事上、経済上または公務上の記録または文書を、外国国家に、そのために活動している外国の機関または何人かに、伝達しまたは引渡す者、もしくは、外国国家に、そのために活動している外国の機関または何人かに、それを引渡すために、上記の記録または文書を、故意に手に入れる者は、三年以上の重禁固または死刑に処せられる。

二 外国の国家もしくは外国の機関の責任において、情報活動を組織し、情報活動を行ない、もしくはその活動を援助する者は前項と同じ刑に処せられる。

(出典) Das Jugoslawische Strafgesetzbuch vom 2. März 1951, (Dr. August Munda), Berlin 1952.

十一 ハンガリー人民共和国の刑法に規定する

スパイ罪

一九五〇年のハンガリー人民共和国の刑法は、その各則の第一部「人民共和国に対する可罰行為」の第二章「国家の対外的安全に対する可罰行為」を、三節に分けて規定している

現行各国刑法のスパイ罪規定(飯田)

が、その第一節を、「国家叛逆およびスパイ行為」と題し、第三五条から第四七条までの一三カ条を設けている。それは、次のとおりである。

国家叛逆およびスパイ行為

第三五条

(一) ハンガリー国に対し敵対行為に出でさせるために、外国政府もしくは外国の団体と通謀し、または関係をもつ者は何人も、または戦争にもしくはハンガリー国に対する強制措置に、外国の力を動かすことを求める者は何人も、国家に叛逆する罪を犯すものとし、一〇年以上一五年以下の重懲役に処する。

(二) 前後の規定にかかわらず、宣戦布告が行われ、もしくは戦争が勃発したときは、無期懲役をもって叛逆罪を罰処する。

第三六条

(一) 戦時において

(a) ハンガリー国またはその同盟国の戦力、もしくはそれらと協力する戦力に、故意に損害を加え、もしくは敵軍に故意に援助を与える者。

(b) このような行為の実行を企てる者、

(c) そのために敵と交渉する者、

(d) 上記の a および b に掲げる行為を実行するため、他の者と結びつき、同一のことを他の者がそれを目指して決心するよう企て、または第一五条に規定された方法により勧誘して遂げない者

は、国家叛逆の罪を犯すものとし、一〇年以上一五年以下の重懲役に処する。

(二) 職務上または勤務上の義務を故意に怠る罪を犯したときは、無期懲役の刑に処する。

(三) 前項にかかわらず、その犯罪の結果、武装兵力の一人または数人が捕虜となる結果となり、殺されまたは重傷を負わされ、重病をうけ、その行為によって、非常な不利を生じさせるか、または作戦の利益を著しく危険にさらさせるときは、死刑に処する。

第三七条

(一) (次に掲げる者は) 国家叛逆の罪により、六カ月以上五年以下の重懲役に処する。

(a) ハンガリー国の重大な利益、とくにその国際的もしくは経済的事情に関する軍事的秘密もしくはその他の秘密を、探知し、もしくは職権なく入手する者、

(b) その官職の地位を利用して、官職上の委任を通じて、もしくは官庁における現存の職務上もしくは協定上の地位の結果として、前号に掲げる秘密を所有しまたは知得して、それを公然と発表し、または職権を有しない者に伝え、もしくは職権を有しない者にいづれか他の方法で伝えさせる者、

(c) a および b に規定されは方法でなくその所有もしくは知得に至った上記の秘密を公然と発表し、または職権のない者に伝え、もしくは職権のない者にいづれか他の方法で伝えさせ、その行為により国家の利益を危険にさらした者、

(d) a — c に規定された行為を犯そうと試みる者、

(e) a — c に規定した行為の犯行に他の者と結び、他の者がこれらの犯行を決意するよう試み、もしくは第一五条に規定した方法により勧誘して遂げない者、

(f) a — c に規定した行為の犯行の目的で設備を設立しまたは維持する者。

(二) その行為が戦時に犯されるときは、その刑罰は、五年以上一〇年以下の重懲役である。

(三) 軍事的秘密とは、それを職権のない者によって知得す

ることが国防または一般に国家の安全を危険にさらすこととなるところの、あらゆる処置、指示、計画、目的物もしくはすべての他の事実である。

(四) ハンガリー国の同盟国もしくはそれに協力する軍隊の軍事的秘密は、戦争の存続中は、ハンガリー国の軍事的秘密と同等とされる。

第三八条

(一) 第三七条に規定された国家に対する叛逆の刑罰は、(次のとおり)である。

その行為が、外国の当局、外国の団体、それらの代理人もしくはそれらのために活動する人に秘密を知得させるように、または、それに接近しうるように、犯されたときは、

一〇年以上一五年以下の重懲役。

その行為が上記の目的で行なわれ、かつ国家の利益を重大に害し、または危険にさらし、もしくは上記の目的のため窃盗もしくは暴力的行為によって秘密を入手したときは、無期の重懲役。

上記の目的のため、かつ官職上の地位、官の委託もしくは当局との法律上または契約上の関係を十分に利用して行為がなされかつその行為が国家の利益を侵害するかまたは危険

現行各国刑法のスパイ罪規定(飯田)

にさらしたときは、

死刑。

(二) 第三七条に規定した国家叛逆の刑罰は、その行為が戦時に実行され、外国の当局、外国の団体、それらの代理人もしくはそれらの利益のため活動する者に秘密を知得せしめ、もしくはそれらに近づきうるようにすることを目的としているときは死刑である。

第三九条

第三八条に基いて罰すべき犯罪の犯人に幫助をするときは、それが探索または秘密の入手の際であれ、もしくは外国の当局、外国の団体、それらの代理人もしくはそれらの利益のため活動する者に秘密を知得させることを目的とする際であれ、正犯として罰せられる。

第四〇条

外国の当局、外国の団体、彼らの代理人もしくは彼らの利益のために活動する者に、間諜になろうと申込み、または彼らのためにスパイ活動の準備をしたことが明らかになった者は、国家叛逆の罪を行なったものとし、一〇年以上一五年以下の重懲役に処し、戦時における場合は死刑に処する。

第四一条

(一) ハンガリー国の軍事防衛に役立つ設備もしくは施策について、権限ある当該官庁の許可なく、見取図、設計図、描写もしくは複写を作製し、もしくは公にする者、および政府機関の保管の下に現存するこのような見取図、設計図、描写もしくは複写を、それ自身のため、もしくは他の者のため入手し、またはそれらに関して写しを作製する者は、犯罪を行うものとし、——その行為が他の規定で重い刑罰をもって威嚇されない限り——二年以下の重懲役をもって処罰される。

(二) 国家の軍事的防衛の理由で、権限ある当該官庁により立入ることを公然と禁止された場所に、隠密にまたは策略を以て忍び込む者は、同様に処罰される。

(三) ハンガリー国の同盟国もしくはそれらと協力する戦力の軍事的防衛は、戦時中においては、ハンガリー国の軍事的防衛と同様とする。

第四二条

第三七条 b および c に規定された行為が過失により犯されたときは、その刑罰は、五年以下の重懲役である。

第四三条

所持する権能を与えられていないのに、軍事的秘密もしくは

のハンガリー国の安全または重要な利益が関係する秘密は他を含む文書もしくは他の事物を手もとに所持する者は、その行為が他の規定でより重い刑罰をもって威嚇されていない限りは、一年以下の重懲役をもって罰せられる。

第四四条

(一) 真正であるとすれば第三七条に規定された秘密であるべき虚偽のまたは偽造した文書、スケッチまたは真実でない事実を、外国の当局、外国の団体、それらの代理人もしくはそれらのために活動する人に伝達する者は、これらの伝達が国家の軍事的または他の重要な利益を危険にさらすことに該当するときは、国家叛逆の罪を犯すものとし、五年以上一〇年以下の重懲役をもって処罰する。

(二) このような伝達の目的で、虚偽のまたは偽造した文書もしくはスケッチを作製し、または真実でない事実を虚構する者は、同様に罰せられる。

第四五条

(一) 三五——三七および三九——四〇ならびに四四の各条において規定された行為の計画について、確実に知っている者は、その阻止がなお可能であり、かつ当局に間に合う届出をしないときは、企てられた犯罪が中止された場合を

除いて、三年以下の重懲役に処せられる。

(二) 犯罪者への加担者（刑法典総則二十九条）は、届出事項を実行しないことによる刑罰は科せられない。

第四六条

(一) 三五—三七および三九—四〇ならびに四四の各条に規定された行為の場合には、刑法総則四五条の適用により、その滞在がハンガリー国家の利益のために危険であることを理由に、共同体からの犯人の国外追放を宣告することができる。

(二) 裁判所は、判決で財産没収を宣告することができる。

(三) 三五—三七および三九—四〇ならびに四二もしくは四四の各条に規定された犯罪の犯行に対して事前にまたは事後にら受けとられた代償もしくは報酬は、それらの場合における前各条項の適用について顧慮することなく、没収する。

ただし、没収を実施し得ないときは、宣言をうけた者は、受けとった代償もしくはその中に含まれている実質的利得に一致する金額を国庫に納付する義務を課せられている。

第四七条

(一) 第三七条bに規定された犯罪を理由に、その条項に

現行各国刑法のスパイ罪規定（飯田）

う設備を犯行の発見の前に、自発的行為により破棄する者を、罰することはできない。

(二) 当局が行為を公然の事実として、とくに新聞報道として知るに違いないときには、届出（四五条）の不履行は、罰せられない。

上掲の一三カ条のうち、スパイ罪に関する規定は、第三七条から第四七条までの一カ条である。第三七条第一項a号、d号、e号、f号、第四〇条、第四一條は、スパイ行為の実体を示すものである。第三七条一項および二項、三八条から四五条までに規定された事項は、それがハンガリー国民によって犯されるときは、国家叛逆の罪を犯すものであるが、それらは同時にスパイ行為に関連する行為でもある。叛逆行為とスパイ行為とは、国家の秘密と安全を侵害する点では同性質のものであり、その行為者が外国人であるか否かにより区別されるものである。したがって、この両者は密接な関連を有するもので切り離して考えることは妥当でない。

(出典) Die Ungarischen Strafgesetze, Sammlung Auber-deutscher Strafgesetzbücher in deutscher Übersetzung, Berlin 1960. (Dr. Ladislaus Mezöfy),

SS. 31-35.

十二 中華人民共和国におけるスパイ罪の立法例

中華人民共和国の反革命を処罰する条例（一九五一年二月二一日公布施行）は、その第六条に間諜罪、第七条に間諜組織への参加罪を規定している。また、国家機密保守暫行条例（一九五一年六月八日公布）には、国家機密の売渡、提供罪（同条例一三条）について規定している。

間諜罪は「国内または国外にある敵人のために、国家機密を窃取し、探索し、または情報の提供をすること」によって成立する。刑罰は、死刑または無期徒刑、情状の比較的軽い者は五年以上の徒刑。

国家機密の売渡、提供罪は、中華人民共和国の国家機密に接触する公務員またはその他の中国人民が、国の内外の敵人または奸商に国家機密を売り渡すこと、もしくは故意に国家機密を国の内外の敵人に漏らすことを犯罪とするもので、このような行為は、反革命をもって論ぜられる。

中華人民共和国懲治反革命条例

第六条 下に掲げる間諜または利敵行為の一を行なう者は、死刑または無期徒刑に処する。その情状が比較的軽い者は五

年以上の徒刑に処する。

(一) 国内または国外にある敵人のために、国家機密を窃取し、探索し、または情報を提供する者。

(二) 敵機、敵艦のために、爆撃目標を指示する者。

(三) 国内または国外の敵人のために、武器、火器またはその他の軍用物資を供給する者。

第七条 反革命の特務または間諜組織に参加し、下に掲げる情状の一がある者は、死刑または無期徒刑に処する。その情状が比較的軽い者は五年以上の徒刑に処する。

(一) 国内または国外の敵人から派遣され、潜伏して活動する者。

(二) 解放後、反革命の特務または間諜組織を組織し、または参加した者。

(三) 解放前に、反革命の特務または間諜組織を組織または領導し、およびその他罪悪が重大であつて、解放後に功績をたてて贖罪することのない者。

(四) 解放前に反革命の特務または間諜組織に参加し、解放後も引き続き反革命活動に参加している者。

(五) 人民政府に対し登記し、自首した後に、引き続き反革命活動に参加している者。

(六) 人民政府の教育を受けて釈放されても、依然として引き続き反革命の特務、間諜と連絡をとり、または反革命活動を行なっている者。

国家機密保守の暫行条例

第一三條 すべて下に掲げる行為の一がある者は、反革命を以て罪を論じ、懲治反革命条例によって懲罰する。

- 一 国の内外の敵人に国家機密を売り渡すこと。
- 二 故意に国家機密を国の内外の敵人に漏らすこと。
- 三 国の内外の奸商に国家機密を売り渡すこと。

(出典) 中央人民政府法令彙編一九五二年三一四、一九一—二三頁

十三 チェコスロバキヤ刑法の規定するスパイ罪

チェコスロバキヤ刑法(一九五〇年七月一二日制定)は、その各則の第二章「共和国の安全に対する犯罪行為」の規定中に、「スパイ行為」と題して、第八六条および第八七条の二カ条を、設けている。それは次のとおりである。

スパイ行為

第八六条

一 外国機関に漏らす目的で、故意に、国家の秘密を探知

現行各国刑法のスパイ罪規定(飯田)

する者、もしくは、国家の秘密を、故意に、外国機関に漏らす者は、一〇年以上二五年以下の自由はく奪に処せられる。

二 (次の場合) 犯人は、二五年以上の自由はく奪もしくは死刑に処せられる。

(a) 祖国が高度の危険にさらされている時期に、第一項に掲げる行為を犯す場合。

(b) 国家の秘密を探知することをその目的として存在する機関の構成員として、第一項に掲げる行為を犯す場合。

(c) 第一項に掲げる行為が、特に重要な国家の秘密に係る場合。

(d) 特に危険な方法により、相当な範囲において、または営利的に、もしくは長期にわたって、第一項に掲げる行為を犯す場合。

(e) 明文をもって、その秘密保持を義務づけており、またはその地位に伴って秘密保持の義務が生ずるところの、国家の秘密を、漏らす場合、もしくは

(f) その他の特別の加重的情状がある場合

三 次の者は、五年以上一五年以下の自由はく奪に処せられる。

(a) 第一項または第二項に掲げる行為をするために、何人かと結びつく者

(b) 第一項または第二項に掲げる行為のために、外国の権力または外国の職員と結びついて行動する者、もしくは

(c) 国家の秘密を探知することをその目的として存在する機関と結びついて行動し、かつ、その活動を援助する企図を有する者

第八七条

同盟国に対してスパイ行為をすることにより、共和国に損害を与える者は、第八六条に規定する刑罰に、処せられる。

(出典) Das Tschechoslowakische Strafgesetzbuch vom

12. Juli 1950. (Dr. Erich Schmied) Berlin 1958.

S. 57.

十四 朝鮮民主主義人民共和国の刑法における間

諜罪の規定

一九六二年の朝鮮民主主義人民共和国刑法は、その第三章国家主権への敵対に関する罪(六四条—八一条)中、第

六八条、第六九条、第七一条において、間諜行為に対する刑罰規定を設けている。

第六八条 祖国に対する反逆すなわち間諜行為、軍事的国家的秘密の伝達、敵の側に逃げまたは外国に脱走する等祖国の国家的独立を侵害したり、祖国の軍事上の威力と領土不可侵に損害を与える行為を、共和国公民としてなした者は、死刑ならびに全部の財産没収に処する。特に情状が軽い場合には、一〇年以上の懲役ならびに全部の財産没収に処する。

第六九条 軍務者であつて前条の行為をした者は、死刑ならびに全部の財産没収に処する。

第七一条 間諜行為すなわち外国または反国家的団体に、国家の重大な機密となる情報を伝達するかまたは伝達する目的で、それを窃取、奪取その他の方法で取得しまたは収集した者は、五年以上の懲役ならびに全部の財産没収に処する。特に情状が重く国家の利益に重大な損害を招来するような場合には、死刑ならびに全部の財産没収に処する。

(出典) 刑法読書会(金圭昇)訳、朝鮮民主主義人民共和国刑法

十五 モンゴル人民共和国刑法典におけるスパイ行為の処罰規定

一九四二年一月一七日に共和国第二五議会で採択されたモンゴル人民共和国刑法典は、各則第一章反革命罪（五五条—六九条）中において、スパイ犯罪を規定している。第五六条、第五七条、第五九条、第六二条の各条がこれである。

第五六条 祖国の裏切、すなわちモンゴル人民共和国の市民が、モンゴル人民共和国の軍事力、その国家的独立、またはその領土の不可侵性に被害を与える行為、たとえば、スパイ行為、軍事的または国家的機密の敵への附与、敵軍への投降、国外への脱走または飛行は、最高の刑罰処分——銃殺および全財産の没収をもって罰する。ただし減輕事情ある場合には——一〇年以上二五年以下の自由剝奪および全財産の没収。

第五七条 第五六条の犯罪を軍人が犯した場合には、最高の刑罰処分——銃殺および全財産の没収を以て罰する。

第五九条 軍人が準備中または実行せられた裏切行為を届け

現行各国刑法法のスパイ罪規定（飯田）

出なかったときは一〇年までの自由剝奪。
ただし加重事情がある場合——最高の刑罰処分——銃殺および全財産の没収。

その他の市民（非軍人）がおなじくその届け出を怠ったときは、この法典の第六八条による。

第六二条 スパイ行為、すなわち、その内容上とくに保護を要する国家機密たる情報を、外国、反革命団体または他人に交付し、盗取し、または交付の目的で収集することは——この法典第五六条に定める刑罰処分。

第六七条 この章に規定した反革命犯罪の一つまたはいくつかを準備し、または実行する目的で、反革命団体を組織し、あるいはそれに参加することは、——この法典第六〇条に定められた刑罰処分。

第六八条 準備され、または実行された反革命犯罪を確知しながら、これを届け出ないときは、——五年を下らない自由剝奪。

（出典） 刑法読書会（中山研一）訳、モンゴル刑法典

十六 中華民国刑法におけるスパイ罪

（三三五） 一九五

中華民国刑法典（民国二十四年公布）は、その第二編分別の第二章外患罪において、国防について秘密にしておかなければならない文書、図画、情報または品物についてなされる漏洩、交付、偵諜、収集などの行為を処罰する規定を、四力条（一〇九条から一一二条まで）設けている。このほか、中華民国には民国四〇年に公布施行された「妨害軍機治罪条例」（軍事上の秘密を侵害する者を処理する条例）が設けられ、軍事機密の漏洩、諜報行為を処罰している。また、要塞堡壘地帯法（民国二十六年公布施行）も国防上の秘密を保護することを目的として立法されている。

刑法および妨害軍機治罪条例に規定するところは、次のとおりである。

（刑法・第二章・外患罪）

第一〇九条 中華民国の国防に關して秘密にすべき文書、図画、情報または物品を、漏洩または交付する者は、一年以上七年以下の有期徒刑に処する。

前項の文書、図画、情報または物品を、外国またはその派遣した人に漏洩または交付する者は、三年以上一〇年以下の有期徒刑に処する。

前二項の未遂犯は、これを罰する。

第一項または第二項の罪の予備または陰謀を犯す者は、二年以下の有期徒刑に処する。

第一一〇条 公務員が職務上知りまたは持有する前条第一項の文書、図画、情報または物品に対して、過失によって漏洩または交付する者は、二年以下の有期徒刑、拘役または一〇〇〇元以下の罰金に処する。

第一一一條 第一〇九条第一項の文書、図画、情報または物品を偵諜または収集する者は、五年以下の有期徒刑に処する。

前項の未遂犯は、これを罰する。

第一項の犯罪の予備または陰謀をする者は、一年以下の有期徒刑に処する。

第一一二條 第一〇九条第一項の文書、図画、情報または物品を偵諜または収集することを意図して、許可を受けずに要塞、軍港、軍艦およびその他軍用の場所建築物に入り、またはその内部に滞留する者は、一年以下の有期徒刑に処する。

妨害軍機治罪条例

第一条 この条例に軍機と称するは、軍事上秘密を保守すべき情報、文書、図画または物品を指す。

前項の情報、文書、図画または物品の種類範囲は、国防部により命令を以てこれを定める。

第二条 職務上により知りまたは所持した軍機を他人に漏洩、交付または公表した者は、死刑または無期徒刑に処する。職務上により知りまたは所持する軍機を外国またはその派遣者に漏洩、交付または公表した者は、死刑に処する。過失によりこの条の罪を犯す者は、一年以上七年以下の有期徒刑に処する。第一項または第二項の罪の予備または陰謀を犯す者は、一〇年以上の有期徒刑に処する。

第三条 偵諜、収集によつて得た軍機を他人に漏洩、交付または公表する者は、死刑・無期徒刑または一〇年以上の有期徒刑に処する。

偵諜、収集によつて得た軍機を、外国またはその派遣者に漏洩、交付または公表する者は、死刑または無期徒刑に処する。

第一項または第二項の罪の予備または陰謀を犯す者は、三年以上一〇年以下の有期徒刑に処する。

第四条 偶然により知得しまたは偶然所持した軍機を、他人に漏洩、交付または公表する者は、七年以下の有期徒刑に処する。

偶然により知得しまたは偶然所持した軍機を、外国またはその派遣者に漏洩、交付または公表する者は、七年以上の有期徒刑に処する。

第五条 職務に非ずして知りまたは所持すべき軍機を、偵諜、窃取または隠匿する者は、五年以下の有期徒刑に処する。

第六条 強暴、脅迫またはその他の方法をもつて人をして抗拒不能にして、軍機を偵諜または収集する者は、死刑または七年以上の有期徒刑に処する。

前項の罪の予備または陰謀を犯す者は、三年以上一〇年以下の有期徒刑に処する。

第七条 許可を受けずまたは詐術をもつて許可を取得して、要塞、堡壘、軍港、軍営、軍用舟車、航空機、軍用空港、軍器廠庫、またはその他国防上禁止または制限した空中、地面、水上の指定区域の場所、または建築物に入り、またはその内部に滞留する者は、五年以下の有期徒刑に処する。ひそかに銃器または爆発物を携えて前項の指定区域の場所または建築物に、強いて入りまたはひそかに入る者は無期徒刑または一〇年以上の有期徒刑に処する。

第八条 許可を受けずまたは詐術をもつて許可を取得して、前条第一項に指定する区域の場所または建築物に入り、次

に掲げる行為の一がある者は、一年以上七年以下の有期徒刑に処する。

- 一 測量、撮影、描写またはその内容を記述する者
- 二 気象の観測をする者

第九条 第二条第一項、第二項、第三条第一項、第二項、第四条、第六条第一項、第七条第二項、第八条の未遂犯は、これを罰する。

第一〇条 この条例の罪を犯す者は、現役軍人の軍事機関による審理を除くほか、司法機関によりこれを審理する。

第一条 この条例に規定のないものは、その他の法律の規定を適用する。

第二条 この条例は公布の日から施行する。(民国四十年五月六日公布)。

(出典) 張知本、最新六法全書、台北、民国五〇年、二三八頁、二六九頁。

十七 大韓民国刑法の間諜罪の規定

大韓民国刑法の第二編各則第二章外患の罪(九二条—一〇四条)の第九八条が間諜罪の規定であり、第一〇〇条(未遂

犯)、第一〇一条(予備、陰謀、煽動、宣伝)第一〇二条(準敵国)第一〇四条(同盟国に対する行為)等の各条は、間諜罪について適用されている。

第九八条 敵国のために間諜しまたは敵国の間諜を幫助した者は、死刑、無期または七年以上の懲役に処する。

二 軍事上の機密を敵国に漏泄した者も前項の刑と同じである。

第一〇〇条 前八条の未遂犯は、処罰する。

第一〇一条 第九二条から九九条の罪を犯す目的で予備または陰謀した者は、二年以上の有期懲役に処する。ただしその目的とする罪の実行に至る前に自首したときには、その刑を減輕または免除する。

二 第九二条から九九条までの罪を煽動または宣伝した者も前項の刑と同じである。

第一〇二条 第九三条から前条までの罪においては、大韓民国に敵対する外国または外国人の団体は、敵国とみなす。

第一〇四条 この章の規定は、同盟国に対する行為に適用する。

十八 トルコ刑法におけるスパイ罪の規定

一九二六年三月一日公布のトルコ刑法典(法律七六五号)
(一九六四年六月に改正)は、第二卷重罪、第一部国家に對する重罪、第一章国家の國際關係を伴なう重罪(一二五条—一四五条)中に数カ条(一二二条—一三七条)を設けて、スパイ行為に關して規定している。次のとおりである。

第一部 国家に對する重罪

第一章 国家の國際關係を伴なう重罪

〔一二五条—一三一条 省略〕

第一三二条 国家の安全または国内的もしくは國際的政策に關した書類または文書を、部分的にまたは完全に、破壊し、滅失させ、偽造し、またはそれが指定されているものとは別の目的のために用い、または詐偽により取得し、もしくは窃取する者は何人も、八年以上の重い監獄内拘禁によつて罰せられる。

国家の安全のために秘密にしておかなければならない情報を獲得する者は何人も、三年以上一〇年以下の重い監獄内拘

禁によつて罰せられる。國民的または國際的政策のために公表されない政府の報告書に含まれた情報もまた、法典のこの部分によれば、国家の利益のために秘密にしておかなければならない情報に含まれる。

特定の当局によつてその発表または流布を禁止された情報を獲得する者は何人も、二年以上八年以下の重い監獄内拘禁によつて罰せられる。

もし上記の行為が戦争準備または戦力もしくは戦争能力または軍事活動を危険にさらしたときは死刑が科せられる。

第一三三条 政治的または軍事的諜報行為の意思をもつて、国家の安全または国内的もしくは國際的政治上の利益のために秘密にしておかなければならない情報を獲得する者は何人も、一五年以上の重い監獄内拘禁によつて罰せられる。

次の場合には、死刑が科せられる。

一 その行為がトルコと戦争状態にある国家のために実行されているとき

二 その行為が国家の戦争準備または戦力もしくは戦争能力または軍事活動を危うくしたとき

政治的または軍事的諜報活動の意思をもつて、特定の当局によつてその発表もしくは流布を禁止されている情報を獲得

する者は何人も、一〇年以下の重い監獄内拘禁によって罰せられる。

前項に掲げた行為がトルコとの戦争状態にある国家の利益のためになされるときは、犯罪者は終身の重い監獄内拘禁によって罰せられる。

前二項において掲げられた行為が国家の戦争準備または戦力もしくは戦争能力または軍事活動を危うくしたときは、死刑が科せられる。

政治的または軍事的諜報行為の意思をもって、外国の安全または国内的もしくは国際的の政治的利益のために秘密を保持している情報を、他の外国のために獲得する者は何人も、五年以下の重い監獄内拘禁によって罰せられる。

第一三四条 一三二および一三三条に掲げた犯罪の実行がその書類または文書もしくは情報を所持する人の過失の結果として可能となり、または促進されるときは、犯罪者は、一年以上五年以下の重い監獄内拘禁によって罰せられる。

前項に掲げた行為が国家の戦争準備または戦力もしくは戦争能力または軍事活動を危うくしたときは、三年以上一五年以下の重い監獄内拘禁が科せられる。

上掲の犯罪の実行が、禁止された場所すなわち水、陸もし

くは空の区域の保護および監視の責任を有する人の過失の結果として可能となりまたは促進されたときは、犯罪者は、同様の刑罰によって罰せられる。

第一三五条 次に掲げる者はいずれも、一年以上五年以下の重い監獄内拘禁によって罰せられる。

一 秘密にもしくは策略を用いて、軍事的理由により立入を禁ぜられた場所すなわち陸、水、空の区域に立入る者、または

二 それを所持することの十分な理由を示すことのできない第一三二条の三項および四項に掲げた情報を獲得するに助けとなる文書またはいづれかの他の物件を所持していて捕えられた者。

前号に掲げた行為が戦時に実行されるときは、三年以上一〇年以下の重い監獄内拘禁が科せられる。

第一三六条 一三二条二号三号および四号に掲げた機密扱いにされた情報を暴露する者は、五年以上の重い監獄内拘禁によって罰せられる。

もしその行為が戦時に実行され、または、国家の戦争準備もしくは戦力および戦争能力または軍事作戦を危うくしたときは、その重い監獄内拘禁の刑は、一〇年を下らないものと

する。

もし犯人が政治的もしくは軍事的スパイ行為の意思をもつる行動したときは、その者は、この条の第一項に掲げた事実にあつては、重い無期の監獄内拘禁によって、およびこの条の第二項に掲げた事実にあつては、死刑によって、罰せられる。

上に規定した刑罰は、この条に規定された情報を現実に獲得する者にもまた科せられる。

もしその行為が犯人の怠慢によつて起つたときは、六カ月から二年までの重い監獄内拘禁は、第一項の状況の下における者に、および三年から一五年までの重い監獄内拘禁は、第二項の状況の下における者に、科せられる。

第一三七条 管轄当局によつてその発表もしくは散布を禁せられた情報を暴露する者はいずれも、三年以上の重い監獄内拘禁によつて罰せられる。

もしその行為が戦時に実行され、または国家の戦争準備もしくは戦力および戦争能力または軍事作戦を危くしたならば、一〇年以上の重い監獄内拘禁が科せられる。

犯人が政治的もしくは軍事的スパイ行為の意思をもつて行爲した場合には、この条の第一項の事情の下においては一五

現行各国刑法のスパイ罪規定（飯田）

年以上の重監獄内拘禁が、およびこの条の第二項の事情の下において死刑が、科せられる。

前記の刑罰は、この条において規定された情報を現実に獲得する者にもまた適用される。

その行為が犯人の怠慢によつて生じた場合には、六月から二年の重い監獄内拘禁が第一項の事情の下において、および三年から一五年までの重い監獄内拘禁が第二項の事情の下において、科せられる。

(出典) The Turkish Criminal Code, The American

Series of Foreign Penal Codes, 9, London, 1965, pp. 54-57.

十九 陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約

(明治四五年一月一三日条約第四号)

条約附属書

陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則

第一款 交戦者(省略)

第二款 戦闘

第一章 害敵手段(省略)

(三四五) 二〇一

第二章 間諜

第二九条 (定義) 交戦者ノ作戰地帯内ニ於テ對手交戦者ニ通報スルノ意思ヲ以テ隱密ニ又ハ虚偽ノ口実ノ下ニ行動シテ情報ヲ蒐集シ又ハ蒐集セントスル者ニ非サレハ之ヲ諜間ト認ムルコトヲ得ス

故ニ変装セサル軍人ニシテ情報ヲ蒐集セムカ為敵軍ノ作戰地帯内ニ進入シタル者ハ之ヲ間諜ト認メス又軍人タルト否トヲ問ハス自国軍又ハ敵軍ニ宛テタル通信ヲ伝達スルノ任務ヲ公然執行スルモノモ亦之ヲ間諜ト認メス通信ヲ伝達スル為總テ軍又ハ地方ノ各部門ノ連絡ヲ通スルタメ輕氣球ニテ派遣セラレタルモノ亦同シ

第三〇条 (間諜の処罰) 現行中捕エラレタル間諜ハ裁判ヲ經ルニ非サレハ之ヲ罰スルコトヲ得ス

第三一条 (前の間諜行為の免責) 一旦所属軍ニ復帰シタル後ニ至リ敵ノ為ニ捕ヘラレタル間諜ハ俘虜トシテ取扱ハルヘク前ノ間諜行為ニ對シテハ何等ノ責ヲ負フコトナシ

二十 わが国におけるスパイ罪の立法例

(一) 刑法 (明治四〇年法律四五号)
第八十五条 敵国ノ為ニ間諜ヲ為シ又ハ敵国ノ間諜ヲ幫助シ

タル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ処ス
軍事上ノ機密ヲ敵国ニ漏泄シタル者亦同シ

(二) 陸軍刑法 (明治四一年法律四六号)

第二七条 左ニ記載シタル行為ヲ為シタル者ハ死刑ニ処ス

一 敵国ノ為ニ間諜ヲ為シ又ハ敵国ノ間諜ヲ幫助スルコト

三 軍事上ノ機密ヲ敵国ニ漏泄スルコト

(三) 海軍刑法 (明治四一年法律四八号)

第二二条 左ニ記載シタル行為ヲ為シタル者ハ死刑ニ処ス

二 敵国ノ為ニ間諜ヲ為シ又ハ敵国ノ間諜ヲ幫助スルコト

三 軍事上ノ機密ヲ敵国ニ漏泄スルコト